

令和2事業年度

J A利根沼田の経営概況

発行 令和 3 年 6 月

利根沼田農業協同組合

〒378-0053

群馬県 沼田市 東原新町 1940番地1

TEL 0278-22-6633

FAX 0278-22-6666

目	次
ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	3
4. 事業の概況（令和2事業年度）	3
5. 農業振興活動	8
6. 地域貢献情報	8
7. リスク管理の体制	12
（1）リスク管理の基本方針	12
（2）リスク管理体制の内容	12
（3）監査体制	12
8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制	12
（1）基本方針	12
（2）法令遵守の体制	12
9. 金融ADR制度への対応	13
10. 自己資本の状況	25
11. 主な事業の内容	26
【経営資料】	
I 決算の状況	38
1. 貸借対照表	38
2. 損益計算書	40
3. 注記表	43
4. 剰余金処分計算書	66
5. 部門別損益計算書	67
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	68
7. 会計監査人の監査	69
II 損益の状況	
1. 最近5事業年度の主要な経営指標	70
2. 利益総括表	70
3. 資金運用収支の内訳	71
4. 受取・支払利息の増減額	71
III 事業の概況	
1. 信用事業	
（1）貯金に関する指標	72
①科目別貯金平均残高	72
②定期貯金残高	72
（2）貸出金等に関する指標	72
①科目別貸出金平均残高	72
②貸出金の金利条件別内訳残高	72
③貸出金の担保別内訳残高	73
④債務保証見返額の担保別内訳残高	73
⑤貸出金の用途別内訳残高	73
⑥貸出金の業種別残高	74
⑦主要な農業関係の貸出金残高	74
⑧リスク管理債権の残高	75
⑨金融再生法開示債権の保全状況	76

⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	76
⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	76
⑫貸出金償却の額	76
(3) 内国為替取扱実績	76
(4) 有価証券に関する指標	77
①種類別有価証券平均残高	77
②商品有価証券種類別平均残高	77
③有価証券残存期間別残高	77
(5) 有価証券の時価情報等	78
①有価証券の時価情報等	78
②金銭の信託の時価情報等	78
③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	78
2. 共済取扱実績	79
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	79
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	79
(3) 介護共済・生活障害共済の共済金額保有高	79
(4) 年金共済の年金保有高	80
(5) 短期共済新契約高	80
3. その他事業の実績等	81
(1) 購買事業品目別取扱実績	81
(2) 販売事業品目別取扱実績	81
(3) 保管事業収支内訳	81
(4) 指導事業収支内訳	82
 IV 経営諸指標	
1. 利益率	83
2. 貯貸率・貯証率	83
 V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	84
2. 自己資本の充実度に関する事項	86
3. 信用リスクに関する事項	88
4. 信用リスク削減手法に関する事項	92
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	92
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	92
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	93
8. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	94
9. 金利リスクに関する事項	95
 【JAの概要】	
1. 組織機構図	97
2. 役員一覧	98
3. 会計監査人の名称	99
4. 組合員数	99
5. 組合員組織	99
6. 特定信用事業代理業者の状況	99
7. 地区一覧	100
8. 店舗一覧	100
9. 沿革・歩み	101

ごあいさつ

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、例年以上に厳しい事業運営となりました。感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令され、当組合においても感染防止の観点から、渉外活動の自粛や農業祭等のイベントの中止、座談会の中止等多くの制約を余儀なくされました。

このような状況の中でまずは職員から感染者を出さないことに注力し、新しい生活様式の励行、日々の感染予防の徹底、そして地域・組合員の皆様の多大なご協力を得て、令和2年度末時点において職員から感染者は出ておりません。

事業に目を向けると、やはり新型コロナウイルスの影響で、葬儀業態の変化や旅行自粛のあおりを受け、経済事業において苦戦を強いられました。しかしながら、販売事業においては、巣ごもり需要による家庭での農畜産物消費が増えたことで、販売品販売高は約144億円となり、前年度比で105.4%と前年度を大きく上回る実績となりました。なお、購買事業においては、肥料の銘柄集約による事前予約協同購入、大口農家への直送・大口奨励等を強化し、生産資材の良品安価供給に引き続き取り組んでまいりました。また、信用・共済事業においては、引き続きマイナス金利の影響を受け厳しい状況が続いております。

農業・JAの事業運営を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、新型コロナウイルスという新たな脅威で、さらに予断を許さない状況となっておりますが、今こそ変革の好機と捉え、JA役職員一丸となって、これまでにないチャレンジを実行していく所存です。

今後も多様化している組合員のニーズや利用実態の変化に対応し、より質の高いサービスを提供できるよう職員教育にも力を入れて取り組んでまいります。

1. 経営理念

利根沼田農協是

- 第一 豊かな地域資源を保全・活用し、有利な立地条件を生かした農業振興を最重要課題として取り組みます。
- 第二 生活面活動、地域開発面活動にも積極的に取り組み、地域社会に信頼され、かけがえのない存在となるよう努めます。
- 第三 組織運営に工夫をこらし、組合員の総意結集に努めると共に、地域に開かれた農協として地域住民の組織への加入と事業利用を促します。
- 第四 常に時代の変化を先取りし、事業機能の高度化、効率化と健全な経営収支の確保に努めます。
- 第五 市町村をはじめ関係機関と連携・協調して進みます。
- 第六 職員に、誇りと意欲もてる職場風土の形成に努めます。

2. 経営方針

組織全体で共有し、将来のあるべき姿の指針となる「新長期ビジョン～2026年の目指す姿」を策定し平成28年5月の総代会にて決定した。【農業】【地域】【組合員】【JA経営】の4つの観点から、それぞれの10年後の理想の姿を意識し、改革による組織の将来像やあるべき姿を目指す新長期ビジョン

- ◎儲かる農業を追求するJAになる
 - ◎人と地域の絆を結ぶJAになる
 - ◎期待を超えるサービスで選ばれるJAになる
 - ◎魅力ある資源に投資し健全で自立したJAになる
- 4つのビジョンの実現を目指します。

【キャッチフレーズ】

” 笑顔いっぱいの「ありがとう」のために”
～ For Your Smiles, For Your Thanks ～

地域の方も職員もいつも笑顔とありがとうのあふれるJAにしたいという思いが込められています。地域の方を生涯サポートできる関係でいられるような絆をつくり、もう一度JAの基盤をつくりなおしましょう。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行なっています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行なっています。

組合の業務執行を行なう理事には、組合員の各層の意思反映を行なうため、女性部や組織代表などから理事の登用を行なっています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。

4. 事業の概要（令和2事業年度）

令和2年度は、販売事業ではコロナ禍による外食産業の営業自粛、家庭消費の増加等の影響があり最終的に青果物販売実績は前年を大きく上回る結果となりました。

信用事業においては前年度と同様に、マイナス金利政策の長期化による影響を受けた奨励金・利鞘の減少が続いたことで大変厳しい状況となりました。

以下、各事業の概要につきましては次のとおりであります。

営農事業本部

指導販売部・営農部

近年の農業を取り巻く情勢は、自然災害の脅威が年々高まる環境の中、令和2年度においても梅雨時の日照不足や低温、梅雨明けには一転して高温が続く気象条件となり農業生産にも影響を及ぼす1年となりました。また、新型コロナウイルス感染症により生活スタイルが一変し、農産物の消費動向も変化し、販売環境も大きく変化した1年でありました。

このような厳しい環境の下で販売事業については、最大のテーマである「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実践に向け、新たな販路の獲得や契約的販売拡大など市場流通の有利性を活かした取り組みを行い、販売力の強化を図った中、青果物販売代金については前年を大きく上回る実績となりました。

こんにゃくについては、種芋貯蔵量はほぼ前年並みであり、生子、球茎ともに平年並み～やや小玉傾向でありました。植え付け後、初期生育は順調だったものの、7月の日照不足、8月の高温干ばつ、9月に入り適度な降雨があり生育の改善は見られたものの、地上部は小柄で葉色も淡い状態が続きました。9～10月の気温が平年並み～高めに推移したことで、成熟期が平年よりも遅い圃場が目立ちました。このような状況の中、最終的に作況指数は減産となり、取扱数量の減少、相場の低迷もあり販売高も減少となりました。

直売所関係につきましては新型コロナウイルスの影響から県外利用者の減少がみられましたが、家庭での需要が増えたことで客単価の上昇や野菜の価格も影響して、直売所2店舗で前年を上回る売上となりました。ファミリーマートについては店全体の売上は前年より減少しましたが、農産物の売上は微量ですが前年を上回りました。会員が増えたことで店舗によっては棚不足が生じる状態が続きました。次年度は会員と共に品目検討し、消費者に喜ばれる新たな売場づくりを進めていきます。

加工についても拠点集約を図り、効率良く事業が運営できました。

営農事業については、関係部署と連携し各種補助事業の対応を行うとともに、新型コロナウイルス対策の各補助事業にも迅速な対応に努めました。また農業青色申告会活動を中心とした経営管理支援等、組合員の農業生産性の向上と持続可能な農業経営の確立に努めました。

購買事業では継続し肥料の集約銘柄による事前予約共同購入、大口農家への直送・大口奨励等の強化、一部出荷資材の市況対策の実現等、生産資材の良質安定安価供給に取り組みました。

今後も農業者の所得増大に貢献するべく、営農渉外体制の更なる見直しにより一層訪問活動の強化を図り、生産者の多様化するニーズを取り込むとともに継続した生産コストの削減に取り組んでまいります。

畜産部

昨年９月、ワクチン接種後全国初となる CSF 感染が高崎市の養豚場で発生し、農場のすべての豚が殺処分され緊張と衝撃が走りました。また、高病原性鳥インフルエンザの発生確認以降、疑似患畜が次々と確認されており警戒を強める緊迫した状況が続いております。家畜伝染病への防疫対策は日頃の注意と衛生的な飼養管理の徹底、正しく素早い防疫の情報伝達が必要となります。

新型コロナウイルス関連ではインパウンド需要の減少や緊急事態宣言の発令等が国産農畜産物に大きな影響をもたらし、特に和牛や牛乳乳製品の需要が大きく減退いたしました。国や関係団体、乳業など業界全体で消費拡大（プラスワンプロジェクト）等に取り組んだ結果、生乳廃棄は回避することができました。堅調に推移してきた畜産物価格の中で牛肉・鶏卵がコロナ禍の影響を受け、未だ不安定な取引となっております。

家畜伝染病、新型コロナウイルス、国際競争の激化等の問題に対し、JA 及び関係団体が一体となり対応する事が重要となります。このような状況の中、持続可能な生産基盤維持・強化を最重要課題として取り組んでまいりました。JA グループ経営継承事業・国庫事業への参加、飼養管理技術・衛生管理技術の普及推進を図り、経営の健全化・効率化を図るため効果的な事業を行うなど、生産量の確保に努めました。

結果、生乳においては、生産部会の生産基盤対策事業取り組みにより飼養頭数の増頭および更新率が高まり、出荷数量で 14,261 トン計画比 103.3%、販売高では 1,631,822 千円、計画比 106.5% でありました。スモール・子牛は、全国的に出荷頭数が不足し、比較的高い相場で取引されているが予想より弱気配の取引となり、出荷頭数は計画比 100.7%、販売高で 361,257 千円でした。肉豚においても大手の生産者の協力により年間を通し堅調に推移し、出荷頭数で 30,216 頭、販売高で 1,145,555 千円、計画比 119.7% でありました。なお、畜産全体での販売高実績は、3,633,234 千円、計画比 104.7%、前年比 102.7% となりました。

金融共済事業本部

信用事業

■地域に根ざした金融機関としてのサービスの強化

農業メインバンクの強化による農業支援のため、農業資金の借入軽減策としてDMIによる保証料助成制度のPRおよび訪問活動の取組により農業資金残高は増加しました。また、地場建築業者並びにハウスメーカーへの定期的な営業活動により、紹介案件が増え多くの地域の方にご利用いただきました。年金友の会会員相互の親睦を図ることを目的に、「短歌、俳句、川柳大会」を開催しました。また、健康増進を図る目的の「ゴルフ大会」・「グラウンドゴルフ大会」については新型コロナウイルス感染防止のため中止となりました。

年金に関するお悩みに対応するため新治・みなかみ支店で「休日年金相談会」を開催しご利用頂きました。全支店で開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染の急拡大により2支店での開催となりました。

■利用満足度と信頼性の向上

利用者に安心してご利用いただける金融機関サービスを提供するため、JAバンク統一事務手続に沿った事務処理を遵守するとともに、本店事務リーダーによる各支店への点検指導を継続的に行ないました。

■地域貢献活動

農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供として、金融移動店舗車を週3日10地区での営業を行いました。

地域の方々へJAバンクを身近に感じていただくために県内メディアを利用し、上毛新聞社を中心とした商品の広告を幅広く掲載し、JA事業全体をPRすることで組合員様だけでなく多くの地域の方々へご利用いただけるよう努めました。

共済事業

■組合員・利用者への「ひと・いえ・くるまの総合保障の提供

令和2年度は新型コロナウイルス感染の蔓延を受け外出自粛要請を受けたなか、不安を抱える、組合員・利用者に対し感染対策を徹底し、既契約世帯への「3Q訪問活動」を実施しました。また、新設の「特定重度疾病共済」と「生活障害共済」を含め時代ニーズに合った有益な商品の提案を行いました。「自動車共済」においては、自動車共済お見積りキャンペーンを活用し新規獲得や既存の保障内容を充実させる提案を積極的に行い自動車事故リスクに対する保障を提供しました。

■令和2年度共済金支払額

令和2年度JA利根沼田管内でお支払いした共済金支払額は、5,959,251千円となりました。主な内訳は、生命共済が686,948千円、建物共済が76,422千円、自動車・自賠責共済が643,370千円、傷害共済などが7,837千円、満期・年金共済などが4,544,670千円です。

■地域貢献活動

地域の学生を交通事故から守るため、自転車交通安全教室を沼田市の沼田女子高校にて開催し危険な自転車走行にともなう事故の実演（スタントマン）により、危険性を疑似体験させる教育手法を警察と連携し推進しました。

また、例年実施している管内の小中学生を対象とする交通安全ポスター・書道コンクールについては、コロナ禍の最中であるため中止となりました。

組合員・地域住民の農業経営の安定化、所得の増大の支援を図るため「乗用耕うん機」を4台購入しました。

経済事業本部

経済部

葬祭課

近年、家族葬の増加とコロナ禍で通夜・会食を省くなど葬儀形態の変化に伴い、葬儀一式単価減少への大きな影響がありました。

このような厳しい状況の中でありましたがアシストホール沼田については、老朽化によるリフォームと安置室を新設し、今まで以上に利用者のニーズに応えることができる会館としてリニューアル致しました。

ガス課

今年度は新型コロナウイルスの影響で、旅館・飲食業の利用は激しく落ち込みましたが、巣ごもり需要もあり全体的には何とか持ちこたえたといった一年でした。

また、「安全・安心・快適」にご利用頂けるよう携帯端末型24時間集中監視システムの導入を開始しました。消費先件数については、高齢化社会により空家等の増加の影響を受け減少となりました。

車両課

事業機能の効率化を高めるため、オートパル中部の自動車工場にリフトを増設して、激化した競争に勝ち抜く体制の整備を致しました。

またオートパル中部・南部にてコロナ禍の中、感染予防に注意を払い、自動車・農業機械の展示会を年3回開催し、地域組合員・利用者の要望に応えるよう努めました。

燃料（全農との一体化運営）

国内の燃料消費は、ガソリン車の燃費の向上、電気・ガスへの燃料転換により、厳しい状況が続いています。

更に、新型コロナウイルスに伴う外出自粛要請等の影響も石油需要の大幅な減少に繋がっています。需要期にあたる11月以降、特に12月から1月にかけては、昨年より気温が低かったことで暖房油の需要があったものの、2月以降は暖冬の影響により、石油需要の減少に再び拍車がかかり、販売量が伸びず、揮発油を含めた販売量全体で前年を下回りました。

観光住宅課

○住宅

今年度は、賃貸住宅（集合住宅2棟8世帯・戸建て住宅8世帯）の建設によって取扱高が増加しました。

○旅行

新型コロナウイルスの感染拡大によって団体旅行、個人旅行ともに大幅な減少となりました。

5. 農業振興活動

○生産履歴簿記帳の普及

- ・安全・安心な農産物づくりに向けての取り組みとして生産履歴簿の記帳をはかっています。

○ポジティブリスト制度（※）への対応

- ・ポジティブリスト制度に対応するため、収穫間近の畑に注意を促す旗をたてるよう、旗を配布しています。

※法規制の方法のうち「原則として全てを禁止とするが、許可するものだけを一覧表とする」ことにより規制をおこなうもの。「原則として全てを許可するが、禁止するものだけを一覧表とする」方式はネガティブリストという。食品中の残留農薬に関する規制がネガティブリスト方式からポジティブリスト方式に移行した。（平成18年施行）

6. 地域貢献情報

1. 地域貢献全般に関する事項

当JAは、沼田市、川場村、みなかみ町、昭和村、片品村を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の皆さまが組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営されている協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としており、資金を必要とする組合員や地域の皆さま、地方公共団体などにご融資し、暮らしや事業のお手伝いをさせていただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業の助け合いを通じた社会貢献に努めています。

2. 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめとして、地域の皆様からお預かりした貯金の残高は、865億13百万円となっております。（令和3年2月28日現在）

当JAは、組合員および地域の皆様に安心してご利用いただける金融サービスを展開しております。「サマーキャンペーン」「ウインターキャンペーン」等の各種キャンペーンを実施し、ご契約者様にJAバンクのキャラクターである“よりぞう”グッズをプレゼントするなど、幅広いお客様にご好評をいただいております。

また、全国のJA・農林中金で構成するJAバンクはグループ全体のネットワークと統合力で、地域の皆様により身近で便利、そして安心なメインバンクとなることを目指しております。万が一JAの経営基盤が弱くなった場合でも、JAバンクには「JAバンク・セーフティネット」があり、貯金者の皆様により一層の“安心”をお届けしております。

3. 地域への資金供給の状況

組合員をはじめとして、地域の皆様への貸出金の残高は、193億85百万円となっております。（令和3年2月28日現在）

さまざまなライフスタイルやニーズに合わせた各種資金をご準備し、地域住民の皆様の暮らしや、農業者・事業者の皆様の事業に必要な資金をご融資しております。特に農業資金においては、長期・低利な農業近代化資金を中心とした制度資金をはじめ、当JA独自の資金としても幅広い資金をご用意しております。また、農業関連産業・地域公共団体などへのご融資を通じ、地域経済の質的向上・発展に貢献しております。

さらに、住宅金融支援機構・株式会社日本政策金融公庫等の融資申込のお取次ぎも行っております。

4. 地域密着型金融の取り組み状況（令和3年度）

農業と地域社会に貢献するため、JA利根沼田中期3カ年計画に基づき地域密着型金融の推進に取り組んでおります。

（1）農山漁村等地域の活性化のための融資を始めとする支援

地域における農業者との結び付きを強化し、地域を活性化するため、次の取り組みを行っています。

（2）農業融資商品の適切な提供・開発

各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

令和3年2月末時点の農業関係資金残高は2,417百万円（うち農業経営向け貸付金2,233百万円）

（注1）農業関係の貸出金とは、農業者および農業関連団体等に対する貸出金であり、農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

【営農類型別農業資金残高】 単位：百万円

種 類	令和3年2月末現在
穀作	87
野菜・園芸	1,250
果樹・樹園農業	194
工芸作物	309
養豚・肉牛・酪農	142
養鶏・鶏卵	0
その他農業	431
合 計	2,417

（注1）「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

【資金種類別農業資金残高】 単位：百万円

種 類	令和3年2月末現在
プロパー資金	784
農業制度資金	1,633
農業近代化資金	1,611
その他制度資金	21
合 計	2,417

（注1）プロパー資金とは、JA利根沼田原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

（注2）農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体等が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫等が融資するものがあります。

（注3）その他制度資金には、農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

（3）担い手のニーズに応えるための体制整備

JA利根沼田では、地域の農業者との関係を強化・振興するための体制整備に取り組んでいます。

（4）JA内事業間連携の強化

農業者の多様なニーズにJAをあげて応えていくため、営農・経済事業等との合同会議・研修会の開催や農業者への同行訪問等により、これまで以上にJA内事業間連携を強化しています。

(5) 担い手の経営のライフサイクルに応じた支援

担い手をサポートするため、ライフサイクルに応じて、次の取組みを行っています。

新規就農者の支援

新規就農者の経営と生活をサポートするため、就農支援資金を取り扱っています。

【新規就農者をサポートする資金の取扱実績】 単位：件、百万円

種 類	令和2年度実行件数	令和2年度実行金額
就農支援資金	0	0
合 計	0	0

(6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献

地域社会へ貢献するため、次の取組みを行っています。

農業担い手応援

農業者等の資金調達の負担軽減を図る観点から、農業者・農業経営体が当組合から近代化資金等を借り入れた際に負担する群馬県農業信用基金協会の保証料について全額助成するぐんま農業担い手サポート融資事業・J Aバンク保証料助成を実施しております。

【保証料助成事業の取扱実績】 単位：件、百万円

種 類	令和2年度助成件数	令和2年度助成金額
ぐんま農業担い手サポート事業	120	11
J Aバンク保証料助成	33	1
合 計	153	21

5. 文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 社会貢献への取り組み

■ 少年野球大会への協賛

野球を通じて子供たちが健全な心と体を身につけることを願い、毎年6月～7月に開催される「群馬県少年学童軟式野球大会 利根沼田支部予選会（J Aグループ群馬杯）」に協賛し、J Aカップの贈呈や優勝・準優勝チームへの副賞、参加チームに利根沼田産コシヒカリの『田んぼの王様』を賞品に提供し、地域の大切な担い手である子供達を応援しています。この大会は地域の少年野球チーム14チームが参加し、熱戦を繰り広げます。

■ 食農教育への取り組み

親子農業体験を企画し、子供たちに種植えから収穫、調理を体験してもらうことにより、農業を通じた食農教育に取り組んでいます。しかし令和2年度につきましては新型コロナウイルス感染拡大により親子農業体験を中止いたしました。

■ 学校給食への地元農産物の提供支援（地産地消）

当J A管内には、多彩な果物をはじめ“旬”の美味しい食材がそろっています。その美味しい地元産の食材を子供達に食べてほしいと、学校給食へ届けています。地元産夏のさくらんぼ・ブルーベリー、秋にはリンゴやブドウなど旬の美味しい果物は特に人気です。これからもより多くの食材を届けていきます。

■ 児童・生徒達へ交通安全の呼びかけ

当 J A では、組合員をはじめ地域住民の生命・財産を危機から守るための保障活動はもとより、多発している交通事故をなくすため、自転車交通安全教室を沼田市の沼田女子高等学校にて開催し危険な自転車走行にともなう事故の実演（スタントマン）により、危険性を疑似体験させる教育手法を警察と連携し推進しました。

例年実施している管内小中学生を対象とする交通安全ポスターコンクールについて、令和 2 年度はコロナ禍の最中であるため中止となりました。

■ 児童・生徒達の書写教育に貢献しています

J A 共済では、組合員をはじめ地域住民の生命・財産を危機から守るための保障活動・福祉活動に積極的に取り組み、しあわせの輪を広げたい、“相互扶助の精神”を、次代を担う小・中学生に伝えたいと願い、「J A 共済群馬県小・中学生書道コンクール」を開催し、児童・生徒の書写教育に貢献していますが、令和 2 年度につきましてはコロナ禍の最中であるため中止となりました。

■ ゴルフ・グランドゴルフ大会の開催

当 J A で年金振込をされている受給者の皆さまとのふれあいを目的に、ゴルフ・グランドゴルフの大会を開催し多くの会員の方々に参加をいただいておりますが、新型コロナウイルスの感染防止の観点から中止いたしました。また、俳句の募集などを行い趣味の活動も応援しています。

■ 農業まつりの開催

毎年開催しておりました農業まつりにつきまして、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から全て中止となりました。

■ 各種相談会

- ① 顧問弁護士が無料で、ご相談に応じる「法律相談会」を毎月開催しています。
- ② 顧問税理士が無料で、ご相談に応じる「税務相談会」を毎月開催しています。
- ③ 年金制度や手続き等について、ご相談に応じる「年金相談会」を開催しています。

■ 地域防災活動への協力

職員は地域消防団のメンバーとして協力し、地域の防災活動に参加しています。

（２）情報提供活動

■ J A 広報誌「夢 i n g」の発行

当 J A は合併以来、広報活動に力を注いでいます。広報活動の中心となる広報誌「夢 i n g」は J A と地域とを結ぶ情報エクスプレスとして、組合員の皆さまから好評をいただいております。

■ ホームページ（<http://www.jatone.or.jp>）

ホームページでは事業内容や組合員のホームページ・各部会の情報をなど紹介するほか“旬”の野菜・果樹などの情報も掲載しております。

■ J A 提供のテレビ番組に協力

群馬テレビの J A 提供番組「J A みどりの風」の企画に協力し、管内の農業などを紹介しています。

7. リスク管理の体制

(1) リスク管理の基本方針

信用リスク、流動性リスク、事務リスク等、金融機関として当然あり得る様々なリスクに対して常日頃より十分認識し、併せて最大限各リスクを回避する体制・仕組み・業務運営に努めております。

(2) リスク管理体制の内容

審査体制

平成25年度よりリスク管理室を設置し、融資現業部署から独立し、貸出金、担保、保証等の審査を充実すると共に支店担当者においては、県本部主催の研修会を年4回程度受講、内部研修も4回程度実施し、事務統一、スキルの修得に心がけ、万全な審査を実施しております。

債権管理体制

平成26年度より新たにリスク管理室にて、支店債権対策班を充実すると共に債権管理委員会についても定期的開催し、重点債務者との個人面談、負債農家に対する営農部署と連携した経営改善指導と各種未収金担当部署との固定化債権圧縮への取り組み強化を行っております。また、長期固定化案件に対する担保物件競売の実行、サービサーを利用した債権処理も併せて実施致します。

ALM委員会

4半期に一度実施し、経済金融等の諸情勢の的確な把握分析と資産および負債の総合管理に於ける期間マッチングに基づき、安全性・流動性を重視しつつ収益確保に努めております。また、体制については、運用執行機能・リスク管理機能を部・課単位で分離し、相互牽制機能の確保に努めていきます。

(3) 監査体制

毎年、職員による内部監査(令和2年度 延べ71.9日間)を実施し、監事においては常勤監事・員外監事を設置し、定期的に監査を実施(令和2年度 延べ8日)しております。

令和2年度は、監査法人による期中監査(11月、12月延べ10日)、資産査定監査(2月延べ4日)、棚卸監査(2月延べ2日)、決算監査(3月、4月延べ6日)を受けております。

8. 法令遵守(コンプライアンス)の体制

(1) 基本方針

農協法、各法令及び各事業を規定する法令を遵守し、組合員、地域住民に対する社会的責任を果たすべく的確な運営をしております。内部においては、全役職員にコンプライアンス意識の高揚をはかるべく、朝礼、研修会、会議等での意識付けを実施し、自店検査、コンプライアンスチェックの定期的な励行とフィードバックによる不祥事防止対策に努めており、コンプライアンス委員会を定期的開催し、進捗管理、問題対策等の協議も実施しております。

また、当組合は農業協同組合法に基づき各事業を行っていますが、農協法はもとより、農協法で準用される各法令や各事業を規定する法令を遵守するのは勿論、組合員・地域住民に対する重要な金融・経済機関である自覚を持って、社会責任を果たす覚悟で運営しています。

(2) 法令遵守の体制

- ① 法令に基づき定款諸規程を整備し、その規定に基づき事業運営並びに会計・事務処理を行っております。
- ② 総会を頂点に、執行常勤役員体制、理事会、監事会並びに機巧に基づく職員配置を行い、それぞれの責任と権限により事業運営を行っております。
- ③ 職員には必要な研修を積極的に受講させています。

9. 金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当 J A では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J A バンク相談所や J A 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情の解決を図ります。

当 J A の苦情等受付窓口（月～金 9 時～17 時）

本店 金融部	0278-22-6638	みなかみ支店	0278-62-2021
沼田支店	0278-23-5145	南部支店	0278-24-4322
東部支店	0278-25-4455	片品支店	0278-58-2321

②紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

群馬県弁護士会紛争解決センター（TEL：027-234-9321）

①の窓口または（一社）J A バンク相談所（TEL：03-6837-1359）にお申し出下さい。

なお、群馬弁護士会に直接、紛争解決をお申立ていただく事も可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（TEL:03-5368-5757）
<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構
<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター
<http://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター
<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

①の窓口にお問い合わせください。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

この方針は平成31年2月25日より施行する。

J Aバンク利用者保護等管理方針

平成22年 9月30日 制定

利根沼田農業協同組合（以下「当組合」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当組合との取引に伴い、当組合の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

【備考】

本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいう。

附 則

この方針は、平成22年9月30日から実施する。

金融円滑化にかかる基本的方針

平成22年 1月28日 施行

平成23年 3月28日 改正

平成25年 5月22日 改正

当JA利根沼田（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 金融円滑化管理に関する体制について

当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店等における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成 22 年 1 月 28 日から施行する。

平成 23 年 3 月 28 日の改正は、平成 23 年 4 月 23 日から施行する。

平成 25 年 5 月 22 日の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に 関する基本方針

平成22年11月24日 制定
平成22年12月 1日 施行
平成26年 1月23日 改正
平成31年 1月25日 改正

利根沼田農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、群馬県暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

附則

平成26年 1月23日の変更は、平成26年 2月 1日から施行する。

平成31年 1月25日の変更は、平成31年 4月 1日から施行する。

利益相反管理方針

平成21年6月1日 制定

J A利根沼田（以下、「当 J A」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 J Aの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

（1）お客さまと当 J Aの間の利益が相反する類型

〔取引例〕

- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

（2）当 J Aの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

〔取引例〕

- 農業法人等の買収において、当 J Aが買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
- グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- （1）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- （2）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- （3）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- （4）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- （5）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じ

て関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 J A で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J A の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

利根沼田農業協同組合個人情報保護方針

平成17年 3月15日 制定

平成23年11月24日 改正

平成27年 9月24日 改正

平成29年 7月24日 改正

利根沼田農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進します。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示請求、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針に基づき個人情報の取扱いについて継続的な改善に努めます。

以 上

利根沼田農業協同組合情報セキュリティ基本方針

平成29年 4月 1日

利根沼田農業協同組合は、組合員・利用者等に対する継続的かつ安定的なサービスの提供を確保するとともに、より一層の安全、安心及び信頼の下にサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以 上

10. 自己資本の状況

□自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年2月末における自己資本比率は、15.11%となりました。

11. 主な事業の内容

□ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などの金融サービスの提供を行っています。

信用事業における一層の「便利」と「安心」をお届けするため、J A・農林中金が連携し、グループ全体のネットワークと総合力を生かし、「J Aバンク」というひとつの金融機関として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

みなさまにご利用いただける主な貯金取引は次のとおりです。

貯金商品（主なもの）

（令和3年6月1日現在）

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
総 合 口 座	①普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせた大変便利な貯金口座です。 ②「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用の商品です。 ③期日指定定期貯金、スーパー定期、大口定期貯金、変動金利定期貯金がセットでき、残高の90%、最高300万円までの自動融資が受けられます。（セットする定期貯金は、自動継続に限られます。）	出し入れ自由	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。
普 通 貯 金	年金・給与などの自動受け取り、公共料金や税金などの自動支払いに便利です。また、キャッシュカードをご利用になると、一層便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
決 済 用 貯 金 （普通貯金・総合口座無利息型決済用）	①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③無利息であることの3条件を満たした貯金で、貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて利率が設定されます。 ただし、年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
当 座 貯 金	小切手や手形によりお支払いできますので、ご商売をなさる方に便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
納 税 準 備 貯 金	租税納付にご利用いただく貯金です。 利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。利率は、租税納付以外の目的で払い戻された場合には、普通貯金利率により計算されます。	入金 は 自由 ですが、出金 は 原則 として 租税納付 目的 に 限 ら れ ま す。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
通 知 貯 金	ごく短期間の資金運用に便利です。 なお、お引き出しは2日前までにご連絡いただきます。	7日間以上の据置	お預け入れは、5万円以上1円単位です。
期日指定定期貯金	①利息は1年複利で計算されますので有利です。 ②1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。 ③個人のお客様専用の商品です。	最長3年 （据置期間は1年）	お預け入れは、1円以上300万円未満で、1円単位です。

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
ス ー パ ー 定 期	①期間は1か月から最長10年まで、お客様の資金使途に応じて安全・有利に運用できます。 ②3年～10年ものは、有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1円以上1円単位です。 利率は、300万円以上と300万円未満で分かれています。
大 口 定 期 貯 金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利で、安全・確実な商品です。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1,000万円以上1円単位です。
変 動 金 利 定 期 貯 金	①お預け入れ日の半年ごとに利率の見直しを行います。 ②有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	1年、2年、3年	お預け入れは、1円以上1円単位です。
積 立 式 定 期 貯 金	いつでも窓口、ATMからお預けいただける積立式の定期貯金です。 ①エンドレス型 ②満期型	①エンドレス型 制限はありません。 ②満期型 6か月以上10年以下で満期日を指定	①エンドレス型 1円以上1円単位です。 ②満期日指定型 1円以上1円単位です。
定 期 積 金	ご計画に合わせて毎月積み立てていく積金で、指定口座からの自動振替が便利です。 ①目標式 目標に合わせた積立額・期間を決定 ②定額式 毎月一定額をお積み立て	6か月以上、10年以内	お預け入れは、1,000円以上1円単位です。
財 形 貯 金	○お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利にお積み立てできます。 「財形住宅貯金」と「財形年金貯金」は合わせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。		
	財 形 住 宅 貯 金	住宅の取得や増改築などを目的とした積立で、非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 お預け入れは、1円以上です。
	財 形 年 金 貯 金	在職中に退職後のために積み立てし、60歳以降に年金方式（3か月ごと）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 ○据置6か月～5年 ○受取5年～20年 お預け入れは、1円以上です。
	一 般 財 形 貯 金	貯蓄目的や積立額ともご自由で、お預け入れ後1年が経過すれば、いつでもお引き出しできます。	○積立3年以上 お預け入れは、1円以上です。

※取扱商品のそれぞれの適用利率につきましては、店頭に表示しています。

貯金保険制度のご案内

貯金保険制度とは、金融機関が万が一経営破綻に陥った場合、「貯金保険機構」が貯金者に対して一定限度の払戻しを保証し信用秩序を維持する制度です。

貯 金 等 の 保 護 の 内 容

貯 金 等 の 分 類			保 護 の 範 囲
貯金保険の対象貯金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金（注1） （利息のつかない等の3要件を満たす貯金）	全 額 保 護 （ 恒 久 措 置 ）
	定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債券（リツノーワイド等の保護預り専用商品）等（注2）	一 般 貯 金 等 （決済用貯金以外の貯金）	元本の合計1,000万円までとその利息等（注3）を保護 （1,000万円を超える部分は、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。 （一部カットされることがあります。）
対象外貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券（ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品）等		保 護 対 象 外 〔破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。 （一部カットされることがあります。）〕

（注1）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。
（注2）このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。
（注3）定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

● 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業、国民生活事業）、住宅金融支援機構等の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

一般資金等ご融資（主なもの） (令和3年6月1日現在)

	ご利用いただける先	お使いみち	ご 融 資 期 間	ご 返 済 方 法	担 保 ・ 保 証	利 率
一般資金	地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。	さまざまな資金にご利用いただけます。（一定の審査をいたします。）	短期資金から長期資金まで、お使いみちに応じてご利用いただけます。	一括返済と分割返済の2種類があり、また、長期資金は、必要に応じ据置期間を設けています。	ご相談のうえ決めさせていただきます。また、必要に応じ、群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。	お使いみちやご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。
制度資金	農業近代化資金、中山間地域活性化資金、総合農政推進資金などをお取り扱いしております。					

※このほかにも、各種の資金をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

ローン商品（主なもの）

（令和 3年 6月 1日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保 証	利 率
住 宅 ローン	20歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の J A組合員の方となります。	住宅の新築・購入(中古含む)・増改築・改装・補修、宅地の購入、住宅ローンの借換などにご利用いただけます。	10万円～10,000万円 (1万円単位)	3年～35年 (借換の場合、借換対象ローンの残存期間内)	元金均等または元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済	県農業信用基金協会または協同住宅ローン(株)	①固定変動選択 ②変動金利 ③固定金利
教 育 ローン	20歳以上、最終返済時の年齢が71歳未満で、教育施設に就学予定又は就学中の子を持つ J A組合員の方となります。	入学金・授業料・家賃などの就学に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～1,000万円 (1万円単位) ※カード型は10万円～700万円 (10万円単位)	6か月以上最長15年(在学期間+9年)以内 (据置期間含む)	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が72歳未満の教育施設に就学予定又は就学中の子を持つ方となります。					三菱UFJニコス(株)	
多目的 ローン	18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満の J A組合員の方となります。	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。(ただし、負債整理資金、営農資金、事業資金等は除きます。)	10万円～500万円(1万円単位)	6か月～10年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が72歳未満の方となります。			6か月～10年		三菱UFJニコス(株)	
マイカー ローン	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の J A組合員の方となります。	お車、バイクのご購入、点検・車検等にご利用いただけます。	10万円～1,000万円 (1万円単位) ※貸付時年齢71歳以上は、200万円が上限	6か月～10年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	20歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。					三菱UFJニコス(株)	
クローバ ローン	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満の J A正組合員の方となります。	生活資金にご利用いただけます。(ただし負債整理資金、共済未払金、経済未払金は除きます。)	10万円～300万円 (1万円単位)	1か月～5年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
カード ローン (約定返済型)	20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が70歳未満の J A組合員の方となります。	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～300万円 (10万円単位)	1年 (自動更新)	①毎月返済 ②任意返済	県農業信用基金協会	変動金利
	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満の方となります。		10万円～500万円 (10万円単位)	1年 (自動更新)		三菱UFJニコス(株)	

- ※ 1. 適用金利等詳しくは、窓口にお尋ね下さい。
2. お申し込みいただく際に、身分証明や所得証明などの書類が必要となります。また、当組合で審査したのち、それぞれご希望保証会社等がさらに審査いたします。
3. 住宅ローンでは、建物および敷地に（根）抵当権を設定させていただきます。
- また、建物には火災共済（保険）を付けていただき、これに質権を設定させていただく場合があります。

公庫等の受託資金（主なもの）

(令和3年6月1日現在)

金 融 機 関 名	資 金 名
日本政策金融公庫 (農林水産事業)	農業経営基盤強化資金、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	教育資金

※このほかにも多数の資金を取り扱っておりますので、詳しくは窓口にお尋ねください。

● 為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金はじめ、ゆうちょ銀行を含む全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国債窓口販売

個人向け国債（３年固定利付債、５年固定利付債、１０年変動利付債）、新窓販国債（２、５、１０年利付国債）の窓口販売の取扱いをしています。

● 投資信託窓口販売

投資信託の窓口販売の取り扱いをしております。

● サービス・その他

全国のＪＡのＡＴＭや他金融機関等との提携によるＡＴＭ入出金や年金等の受取、各種料金の自動支払い、などのサービスに努めています。

また、偽造キャッシュカードによる被害防止対策として、全ＪＡにおいてＩＣキャッシュカードを取扱いしております。

サービス・その他商品（主なもの）

(令和3年6月1日現在)

項 目	サ ー ビ ス 内 容
ＪＡキャッシュサービス※	ＪＡバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、ＪＡバンクのＡＴＭによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料にご利用いただけます。また、三菱ＵＦＪ銀行、セブン銀行、イーネットＡＴＭ、ローソンＡＴＭ、ＪＦマリンバンクのＡＴＭによる平日、日中時間帯のご出金・残高照会のサービスも無料にご利用が可能です。（セブン銀行・イーネットＡＴＭ・ローソンＡＴＭのＡＴＭではご入金も無料にご利用が可能です。）
ＩＣキャッシュカード	従来の磁気ストライプのキャッシュカードにＩＣチップを搭載した併用型キャッシュカードです。偽造や不正な読み取りが困難なＩＣチップを搭載することにより、安全性を強化しました。
ＪＡカード	ＪＡ独自の多彩な特典を備えた「ＪＡならではの」のクレジットカードで、ＩＣチップを搭載したＪＡカードは、お客さまに安全をお届けいたします。また、ＩＣキャッシュカードと一緒にになった一体型カードもございます。
ＪＡネットバンク	窓口やＡＴＭに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、または、スマートフォン・携帯電話から、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。
給与受取サービス	ＪＡバンクで給与をお受取りいただくと、全国どこでもお引出しができて便利です。全国に約7,000店舗、平日日中に無料で利用できる提携ＡＴＭが約72,000台（2019年3月31日現在 ＪＡバンクＡＴＭ含む ＪＡバンク調べ）あります。
年金受取サービス	国民年金・厚生年金など各種年金が自動的にお客さまの指定口座に振込まれ、ＪＡバンクなら全国どこでもお引出しが便利です。
自動支払サービス	毎月かかる公共料金（電気・ガス・水道・電話・ＮＨＫ受信料）や家賃などは、口座から自動的に、お支払いいただけます。

※ 稼働時間はＡＴＭにより異なります。また、ＡＴＭ稼働時間であってもＪＡバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くのＪＡまたは、ご利用ＡＴＭの掲示等でご確認ください。

信用事業顧客手数料一覧表

◆ 貯金関係手数料

令和元年10月1日より

区 分	取 扱 内 容	基 準	手 数 料
貯金通帳・証書 キャッシュカード	再 発 行	1 通（枚）につき	1,100円
I Cキャッシュカード	新 規 発 行	1 枚につき	無 料
	更 新 発 行	1 枚につき	無 料
	再 発 行	1 枚につき	1,100円
J Aカード一体型 I Cカード	新 規 発 行	1 枚につき	無 料
	更 新 発 行	1 枚につき	無 料
	再 発 行	1 枚につき	1,100円
残 高 証 明 書	J A指定用紙	1 通につき	550円
	指定外（お客様の指定用紙）	1 通につき	1,100円
	指定外（監査法人向け）	1 通につき	3,300円

口 座 取 引 異 動 明 細	1 ヶ月当たり	110円
マ イ ク ロ フ ィ ル ム コ ピ ー	1 ヶ月当たり	110円
小 切 手 帳	1 冊（50枚）	550円
自 己 宛 小 切 手	1 枚につき	550円
約 束 手 形	1 枚につき	11円

◆ 融資関係手数料

取 扱 内 容		基 準	
J Aカードローン口座管理手数料		1 案 件	1,100円
条 件 変 更		1 案 件	5,500円
金利選択型の固定金利への継続・変更			5,500円
住宅ローン繰上返済（固定金利特約期間）		全 額 繰 上	33,000円
（根）抵当権設定（住宅関連資金）			11,000円
（根）抵当権設定（住宅関連資金以外）			22,000円
（根）抵当権一部抹消			5,500円
質 権 設 定			1,100円
融 資 証 明 書		1 通につき	5,500円
残 高 証 明 書	J A指定用紙	1 通につき	550円
	指定外（お客様の指定用紙）	1 通につき	1,100円
	指定外（監査法人向け）	1 通につき	3,300円

信用事業顧客手数料一覧表

◆ 為替関係手数料

令和元年10月1日より

区 分	取 扱 内 容		金 額		窓 口 扱 い	A T M 定時自動送金	ネットバンク
振 込 手 数 料	系 統 宛	当 J A 本支店 同一支所内	3 万円以上	330円	無 料	無 料	
			3 万円未満	220円	無 料	無 料	
		県内外 J A 農中・信連	3 万円以上	440円	330円	220円	
			3 万円未満	220円	110円	110円	
	他 行 宛	電 信 扱 い	3 万円以上	770円	660円	440円	
		文 書 扱 い	3 万円未満	550円	440円	220円	
F D	当 J A 本 支 店 同 一 支 所 内		3 万円以上	220円	※定時自動集金・振替サービスは無料 です。 ※自店において、ご本人またはご家族 口座への無通入金および家族間の振 替は無料です。（依頼人の本人確認 と家族であることの確認が必要です） ※個別取立や組戻等において、手数料 以上の実費が掛かる場合は、超過分 をいただきます。		
			3 万円未満	110円			
M T	他 行 宛		3 万円以上	660円			
			3 万円未満	440円			
送 金 手 数 料	当 J A 本 支 店 他 行 宛		440円				
			660円				
代 金 取 立	群 馬 中 央 交 換		(小切手) 無 料				
			(手形) 220円				
	群馬中央交換以外		普 通 扱 い	880円			
			至急（個別）	1,100円			
	不渡手形・小切手返却・組戻（含む、送金・振込）		880円				

◆ 両替手数料（変更）・金種指定払戻手数料

両 替 枚 数	手 数 料（税込）
5 0 枚 以下	無 料
5 1 枚～5 0 0 枚	330円
5 0 1 枚～1, 0 0 0 枚	660円
1, 0 0 1 枚 以上	6 6 0 円＋5 0 0 枚毎に 3 3 0 円

* 金種指定の総枚数で算出いたします。

◆ 硬貨入金手数料

両 替 枚 数	手 数 料（税込）
5 0 0 枚 以下	無 料
5 0 1 枚～1, 0 0 0 枚	330円
1, 0 0 1 枚～2, 0 0 0 枚	660円
2, 0 0 1 枚 以上	6 6 0 円＋1, 0 0 0 枚毎に 3 3 0 円

* 入金の総枚数で算出いたします。

◆ 貸金庫使用料

4,400円（年間）

信用事業顧客手数料一覧表

◆ ATM利用手数料 ※ JAのキャッシュカードをご利用の場合

令和元年10月1日より

ご利用ATM	ご利用時間			手数料
JAバンクATM	平日	出金	8:00~20:00	無料
		入金	8:00~20:00	
	土曜日	出金	8:00~20:00	
		入金	8:00~20:00	
	日・祝日	出金	8:00~20:00	
		入金	8:00~20:00	
提携金融機関ATM	平日	出金	8:00~ 8:45	220円
			8:45~18:00	110円
			18:00~21:00	220円
	土・日 祝日	出金	8:00~21:00	220円
三菱UFJ銀行ATM	平日	出金	8:00~ 8:45	110円
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	110円
	土・日 祝日	出金	8:00~21:00	110円
ゆうちょ銀行ATM	平日	出金 入金	8:45~18:00	110円
	土曜日	出金 入金	9:00~14:00	110円
	日・祝日等	出金	上記時間以外	220円
		入金	上記時間以外	110円
セブン銀行ATM イーネットATM ローソンATM	平日	出金	8:00~ 8:45	110円
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	110円
		入金	8:00~ 8:45	110円
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	110円
	土曜日	出金	8:00~ 9:00	110円
			9:00~14:00	無料
			14:00~21:00	110円
		入金	8:00~ 9:00	110円
			9:00~14:00	無料
			14:00~21:00	110円
	日・祝日	出金 入金	8:00~21:00	110円

□ 共済事業

「一人は万人のために、万人は一人のために」の理念のもとに、日本の農村では古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。共済事業は、こうした相互扶助（助け合い）を事業理念として、組合員・利用者の皆さまの生活全般にわたる様々なリスクに幅広く対応し、生活の安定をはかるため、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

J A 共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが豊かで安心して暮らせるよう、生活全般にわたるリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などの自然災害に備える「いえ」の保障。自動車事故のリスクに備える「くるま」の保障。これらの「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートし、皆さまの“くらしのパートナー”として「安心」と「満足」をお届けしていきます。

■長期共済（共済期間が5年以上の契約）

○終身共済……………一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。

○一時払終身共済…まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。

○引受緩和型終身共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、万一の保障が確保できます。

○定期生命共済……万一のときを一定期間保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。

○医療共済……………病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズに合わせて保障期間や共済掛金払込期間が選べるほか、万一保障や先進医療保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。

○引受緩和型医療共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。

○がん共済……………一生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり入院・手術等の保障を充実させることもできます。

○介護共済……………所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。

○一時払介護共済…まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。

○予定利率変動型年金共済
……………老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査もなく簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。

○生活障害共済……病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。継続的にささえるプラン（定期年金型）と、まとまったお金でささえるプラン（一時金型）を選択でき、両プランへの加入も可能です。

○特定重度疾病共済
……………三大疾病などの生活習慣病リスクを幅広く保障するプランです。継続的な治療による経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金をお支払いします。

○養老生命共済……万一のときの一定期間の保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。

○こども共済……お子さまの将来の進学時の学資や将来の資金準備のためのプランです。
ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。

○建物更生共済……火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。
また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

■短期共済（共済期間が5年未満の契約）

○自動車共済……相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

○自賠責共済……法律で全ての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

○傷害共済……日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。

○火災共済……住まいの火災損害を保障します。

□ 購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員に供給する事業です。

この事業は、計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員に安く安全でよい品物を供給しようというものです。これを進めるために購買事業では、予約注文・現金決済の方式をとっています。

この方式は、組合員の生活物資・生産資材の購入にあたって、前もってＪＡに注文しておき、ＪＡはそれをまとめてＪＡ全農に発注し、ＪＡ全農はこの大量予約注文を背景にメーカーと交渉して安く仕入れるというものです。そして、ＪＡ・組合員はその供給を受けると原則として同時に現金で支払い、流通経費のムダを省こうというものです。

購買事業の取扱い品目は多種にわたり、特に、生活関係の取扱いでは、プロパンガスや灯油などの燃料関係から食料品、衣料品の供給、葬祭業務なども取り扱っています。

□ 販売事業

販売事業の目的は、組合員の生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていくことです。

農畜産物の流通は、一般的に、生産者→ＪＡ→卸売市場→小売店→消費者という流れになっています。そして、農畜産物の価格は、卸売市場の需要と供給との関係で決まるわけですが、農畜産物は天候に左右されること、季節的な生産であること、さらに多くの農家が有利な作物を求めて競争し合い、物によっては過剰となり、産地間競争が激しくなって農畜産物価格を引き下げてしまう場合もしばしばあります。

この農畜産物価格の不安定を正し、計画的な出荷によって市場で有利な販売を実現しようとするのが、ＪＡの販売事業です。

この目的を達成するためＪＡグループでは、無条件委託・実費手数料・共同計算・全利用方式というほかの企業にないＪＡ独自の方式を主要な農畜産物について実施しています。

さらに、ＪＡの販売事業は、消費者のみなさんのニーズに応じた新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地元でとれた農畜産物を地域のみなさんに提供するため直売などの事業についても積極的に取り組んでいます。

□ 指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されます。これらは、組合員の営農や生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業のカナメとして取り組んでいます。

● 営農指導事業

営農指導事業は、組合員の営農を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。

ＪＡの営農指導は、単に技術指導を行うのではなく、組合員の農業経営全般について指導し、地域営農集団の育成など、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。つまり、生産から流通までの仕組みをＪＡの総合的な力で指導援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を実現していこうというものです。

● 生活指導事業

生活指導は、組合員の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善を図っていくものです。

その範囲は、消費生活、健康、文化、娯楽など幅広い活動に及びます。具体的には、健康管理活動や相談活動、家計簿記帳や料理教室、農畜産物の自給運動、生鮮食料品などの共同購入、レクリエーション活動、さらに、地域における助けあい活動などに取り組んでいます。

□ 資産管理事業

資産管理事業は、組合員が土地を手放すことなく、土地の農業的利用や都市的利用を実現し、農と住の調和したまちづくりを目指すさまざまな事業を J A のリーダーシップで順次展開していくものです。

資産管理事業を J A では宅地等供給事業として行なっています。これは J A が事業の対象である組合員の転用相当農地等（農業以外の目的のために使用される農地）の所有権その他使用収益権を取得するか否かによって次の三つに分けられます。

- 1 J A が使用収益権を取得しないで、組合員から委託を受けて、転用相当農地等の売渡しまたは貸付け（住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）、区画形質の変更をする事業
- 2 J A が借地権を取得して、組合員から借入れ、その転用相当農地等の売渡しまたは貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業
- 3 J A が所有権を取得して、組合員から買入れ、その転用相当農地等を売渡しまたは貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業

□ その他の事業

その他にも J A では、農家の営農や地域住民の生活のすべての面にかかわるさまざまな事業を行っています。

主なものをあげると次のとおりです。

● 旅行事業

（株）農協観光との業務提携により（または（株）農協観光の旅行業の代理店として）組合員はもちろん地域住民のみなさんに対する国内旅行、海外旅行の企画、（株）農協観光主催旅行商品の紹介、斡旋を行っています。

● 利用事業

J A では、組合員の営農または生活に必要な共同利用施設を設置し、組合員に利用してもらっています。

● 加工事業

組合員の委託により、組合員が生産した物資を加工（ジュース、味噌など）して組合員に引き渡しを行っています。

【経営資料】
I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

資 産		
科 目	令和元年度 (令和2年 2月 29日現在)	令和2年度 (令和3年 2月 28日現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	81,646,255	85,260,255
(1) 現 金	470,067	453,097
(2) 預 金	60,226,516	61,883,688
系統預金	58,712,425	60,356,581
系統外預金	1,514,090	1,527,106
譲渡性預金		
(3) 買入金銭債権		
(4) 金銭の信託		
(5) 有価証券	2,085,300	3,159,780
国 債	963,500	1,692,720
地 方 債	678,190	944,940
政府保証債		
金 融 債		
社 債	443,610	522,120
受益証券		
(6) 貸 出 金	18,485,467	19,385,160
(7) その他の信用事業資産	400,248	396,411
未収収益	389,595	372,370
その他の資産	10,653	24,041
(8) 債務保証見返		
(9) 貸倒引当金	△ 21,344	△ 17,882
2. 共済事業資産	1,802	645
(1) 共済貸付金	787	
(2) 共済未収利息	524	235
(3) その他の共済事業資産	490	409
(4) 貸倒引当金		
3. 経済事業資産	1,061,877	1,018,930
(1) 受取手形		
(2) 経済事業未収金	592,660	577,913
(3) 経済受託債権	102	91
(4) 棚卸資産	463,820	437,327
購 買 品	417,162	391,241
販 売 品		
宅 地 等		
その他の棚卸資産	46,658	46,086
(5) リース投資資産	16,609	8,201
(6) その他の経済事業資産	26,064	23,144
(7) 貸倒引当金	△ 37,380	△ 27,749
4. 雑 資 産	595,625	544,262
5. 固定資産	2,604,496	2,481,323
(1) 有形固定資産	2,564,005	2,451,744
建物	4,687,958	4,537,429
機械装置	1,138,068	1,133,961
土地	1,020,437	982,970
リース資産		
建設仮勘定		57,400
その他の有形固定資産	1,694,153	1,394,444
減価償却累計額	△ 5,976,612	△ 5,654,461
(2) 無形固定資産	40,491	29,578
リース資産		
その他の無形固定資産		
6. 外部出資	6,076,273	6,070,823
(1) 外部出資		
系統出資	5,782,133	5,782,133
系統外出資	290,140	284,690
子会社等出資	4,000	4,000
(2) 外部出資等損失引当金		
7. 繰延税金資産		25,329
8. 再評価に係る繰延税金資産		
9. 繰延資産		
資 産 の 部 合 計	91,986,331	95,401,571

(単位：千円)

負 債 及 び 純 資 産		
科 目	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	83,200,591	86,801,131
(1) 貯 金	82,683,759	86,513,407
(2) 譲渡性貯金		
(3) 借 入 金	10,790	8,984
(4) その他の信用事業負債	506,041	278,739
未払費用	3,382	2,338
その他の負債	502,659	276,400
(5) 諸引当金		
(6) 債務保証		
2. 共済事業負債	432,822	433,849
(1) 共済借入金		
(2) 共済資金	173,715	184,748
(3) 共済未払利息		
(4) 未経過共済付加収入	257,393	247,354
(5) 共済未払費用		
(6) その他の共済事業負債	1,713	1,746
3. 経済事業負債	509,610	437,901
(1) 支払手形		
(2) 経済事業未払金	477,002	406,264
(3) 経済受託債務	32,607	31,636
(4) その他の経済事業負債		
4. 設備借入金		
5. 雑 負 債	531,818	446,662
(1) 未払法人税等	9,504	38,166
(2) リース債務		
(3) 資産除去債務	11,693	11,927
(4) その他の負債	510,621	396,568
6. 諸引当金	687,885	627,735
(1) 賞与引当金	53,698	51,920
(2) 退職給付引当金	629,116	570,828
(3) 役員退職慰労引当金		
(4) 睡眠貯金払戻損失引当金	5,070	4,986
7. 繰延税金負債	33,987	
8. 再評価に係る繰延税金負債		
負 債 の 部 合 計	85,396,716	88,747,279
(純資産の部)		
1. 組合員資本	6,453,883	6,607,525
(1) 出資金	2,115,462	2,091,626
(うち後配出資金)		
(2) 資本準備金	8,927	8,927
(3) 利益剰余金	4,347,163	4,527,767
利益準備金	2,699,039	2,729,039
その他利益剰余金	1,648,124	1,798,728
特別積立金	264,490	
リスク管理強化積立金	930,000	1,090,000
施設整備積立金	270,000	430,000
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	183,633	278,728
(うち当期剰余金(又は当期損失金))	97,521	191,033
(4) 処分未済持分	△ 17,670	△ 20,796
2. 評価・換算差額等	135,731	46,767
(1) その他有価証券評価差額金	135,731	46,767
(2) 土地再評価差額金		
純 資 産 の 部 合 計	6,589,615	6,654,292
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	91,986,331	95,401,571

2. 損 益 計 算 書

(単位：千円)

科 目	令 和 元 年 度			令 和 2 年 度		
	(平成31年 3月 1日～令和2年 2月 29日)			(令和2年 3月 1日～令和3年 2月 28日)		
1. 事業総利益（又は事業総損失）			2,339,363			2,316,430
事業収益		9,447,114			9,269,202	
事業費用		7,107,751			6,952,771	
(1) 信用事業収益		688,221			661,026	
資金運用収益	639,372			608,454		
（うち預金利息）	350,680			335,097		
（うち有価証券利息）	23,567			20,558		
（うち貸出金利息）	239,526			238,099		
（うちその他受入利息）	25,598			14,698		
役務取引等収益	27,766			27,050		
その他事業直接収益						
その他経常収益	21,083			25,521		
(2) 信用事業費用		212,634			201,326	
資金調達費用	11,110			7,798		
（うち貯金利息）	6,622			4,375		
（うち給付補填備金繰入）	2,346			1,526		
（うち譲渡性貯金利息）						
（うち借入金利息）	2					
（うちその他支払利息）	2,138			1,896		
役務取引等費用	8,012			9,495		
その他事業直接費用						
その他経常費用	193,511			184,032		
（うち貸倒引当金繰入額）						
（うち貸倒引当金戻入益）	△ 13,565			△ 3,461		
（うち貸出金償却）						
信用事業総利益（又は信用事業総損失）			475,586			459,700
(3) 共済事業収益		813,951			741,993	
共済付加収入	746,003			687,637		
共済貸付金利息	47			19		
その他の収益	67,900			54,336		
(4) 共済事業費用		84,069			73,713	
共済借入金利息	20					
共済推進費	27,649			20,902		
共済保全費						
その他の費用	56,400			52,811		
（うち貸倒引当金繰入額）						
（うち貸倒引当金戻入益）						
（うち貸出金償却）						
共済事業総利益（又は共済事業総損失）			729,881			668,279
(5) 購買事業収益		6,749,400			6,655,484	
購買品供給高	6,530,578			6,418,804		
購買手数料						
修理サービス料	153,379			154,232		
その他の収益	65,442			82,447		
(6) 購買事業費用		6,142,434			6,051,079	
購買品供給原価	5,746,986			5,641,229		
購買品供給費	276,674			287,741		
修理サービス費						
その他の費用	118,773			122,108		
（うち貸倒引当金繰入額）						
（うち貸倒引当金戻入益）	△ 8,627			△ 9,609		
（うち貸倒損失）						
購買事業総利益（又は購買事業総損失）			606,966			604,405
(7) 販売事業収益		442,607			481,848	
販売品販売高						
販売手数料	321,578			354,322		
その他の収益	121,029			127,526		
(8) 販売事業費用		111,422			121,671	
販売品販売原価						
販売費	52,257			52,283		
その他の費用	59,165			69,387		
（うち貸倒引当金繰入額）						
（うち貸倒引当金戻入益）						
（うち貸倒損失）						
販売事業総利益（又は販売事業総損失）			331,185			360,176

(単位：千円)

科 目	令 和 元 年 度			令 和 2 年 度		
(9) 保管事業(※)収益		771			525	
(10) 保管事業(※)費用		21			15	
保管事業(※)総利益 (又は保管事業(※)総損失)			749			510
(11) 加工事業収益		63,375			51,191	
(12) 加工事業費用		48,086			40,487	
加工事業総利益 (又は加工事業総損失)			15,288			10,704
(13) 利用事業収益		643,344			634,512	
(14) 利用事業費用		444,590			414,643	
(うち貸倒引当金繰入額)		0			0	
利用事業総利益 (又は利用事業総損失)			198,753			219,869
(15) 宅地等供給事業収益		12,500			22,073	
(16) 宅地等供給事業費用		2,527			12,166	
宅地等供給事業総利益 (又は宅地等供給事業総損失)			9,973			9,907
(17) 農用地利用調整事業収益						
(18) 農用地利用調整事業費用						
農用地利用調整事業総利益 (又は農用地利用調整事業総損失)						
(19) 農業経営事業収益						
(20) 農業経営事業費用						
農業経営事業総利益 (又は農業経営事業総損失)						
(21) 旅行事業収益		5,315			853	
(22) 旅行事業費用		6,041			2,837	
旅行事業総利益 (又は旅行事業総損失)			△ 725			△ 1,983
(23) 福祉事業収益						
(24) 福祉事業費用						
福祉事業総利益 (又は福祉事業総損失)						
(25) 介護保険事業収益						
(26) 介護保険事業費用						
介護保険事業総利益 (又は介護事業総損失)						
(27) その他事業収益						
(28) その他事業費用						
その他事業総利益 (又はその他事業総損失)						
(29) 指導事業収入		27,630			38,836	
(30) 指導事業支出		55,927			53,974	
指導事業収支差額			△ 28,296			△ 15,138
2. 事業管理費			2,320,134			2,192,854
(1) 人件費		1,806,931			1,690,806	
(2) 業務費		109,347			112,452	
(3) 諸税負担金		77,778			77,491	
(4) 施設費		318,656			305,110	
(5) その他事業管理費		7,419			6,993	
事業利益 (又は事業損失)			19,228			123,575
3. 事業外収益			204,103			235,228
(1) 受取雑利息		4,617			3,271	
(2) 受取出資配当金		94,900			89,421	
(3) 賃貸料		76,512			67,572	
(4) 貸倒引当金戻入益						
(5) 償却債権取立益					1,460	
(6) 雑収入		28,073			73,502	
4. 事業外費用			48,376			52,147
(1) 支払雑利息						
(2) 貸倒損失						
(3) 寄付金		114			15	
(4) 賃貸費用		45,220			43,067	
(5) 雑損失		3,042			9,065	
(うち貸倒引当金繰入額)		1				
(うち貸倒引当金戻入益)				△	0	
経常利益 (又は経常損失)			174,955			306,656
5. 特別利益			96,490			49,268
(1) 固定資産処分益		8,087			17,262	
(2) 一般補助金		88,403				
(3) 受取保険金					32,006	

(単位：千円)

科 目	令和元年度		令和2年度	
6. 特別損失		116,709		133,740
(1) 固定資産処分損	26,038		45,580	
(2) 固定資産圧縮損	88,403			
(3) 減損損失	2,268		79,748	
(4) 火災損失			8,411	
税引前当期利益（又は税引前当期損失）		154,736		222,184
法人税、住民税及び事業税	14,084		56,452	
過年度法人税等追徴税額（又は戻入額）	3,832			
法人税等調整額	39,297		△ 25,300	
法人税等合計		57,215		31,151
当期剰余金（又は当期損失金）		97,521		191,033
当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）		86,112		87,694
当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）		183,633		278,728

令和元年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 関連会社株式 : 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ア. 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - イ. 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品（各支店、営農経済総合センター、オートパル）
…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② 購買品（ガス、直売所、畜産関係）
…最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ③ その他の棚卸資産
…最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、10,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しています。
上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額に基づき計上しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部

署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ 数理計上額の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各年度の発生額について発生年度に費用処理することとしています。

④ 睡眠貯金払戻損失引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 決算書類に記載した端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 表示方法の変更にに関する注記

損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 1 千円

(2) 固定資産の圧縮記帳額

圧縮記帳により固定資産の帳簿価額を直接減額した金額は 418,795 千円であり、その内訳

は次のとおりです。

建物 128,373 千円 機械装置 216,423 千円 土地 49,015 千円
その他の有形固定資産 24,982 千円

(3) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
定期預金	2,000,000	質権	為替決済	—
計	2,000,000			—

(4) 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 51,802 千円
子会社等に対する金銭債務の総額 49,020 千円

(5) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 110,360 千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 — 千円

(6) リスク管理債権

貸出金のうち、破綻先債権額は 5,100 千円、延滞債権額は 38,070 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みのないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、43,170 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引

①子会社等との取引による収益総額 591,539 千円
うち事業取引高 591,539 千円

うち事業取引以外の取引高	—	千円
②子会社等との取引による費用総額	570,191	千円
うち事業取引高	570,191	千円
うち事業取引以外の取引高	—	千円

(2) 減損損失に関する事項

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、営農センター、畜産センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
旧久呂保支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧糸之瀬支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧オートパル西部	遊休資産	土地	業務外固定資産

②減損損失を認識するに至った経緯

旧久呂保支店、旧糸之瀬支店、旧オートパル西部については、遊休資産として早期処分対象であることから減損の兆候に該当しています。よって、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③減損損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧久呂保支店	798 千円（土地 798 千円）
旧糸之瀬支店	1,195 千円（土地 1,195 千円）
旧オートパル西部	273 千円（土地 273 千円）
合 計	2,268 千円（土地 2,268 千円）

④回収可能価額の算定方法

土地の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産評価額に基づき算定しています。

(3) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

(追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に国債や地方債であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア．信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理室を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の収支状況などにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ．市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.153%上昇したものと想定した場合には、経済価値が119,210千円減少するものと

把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	60,226,516	60,389,120	162,603
有価証券			
その他有価証券	2,085,300	2,085,300	—
貸出金	18,485,467		
貸倒引当金（※1）	△21,344		
貸倒引当金控除後	18,464,123	19,048,513	584,390
資 産 計	80,775,939	81,522,934	746,994
貯金	82,683,759	82,696,804	13,044
負 債 計	82,683,759	82,696,804	13,044

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	6, 076, 273

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	58, 726, 516	—	—	—	—	1, 500, 000
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	200, 000	—	100, 000	—	—	1, 600, 000
貸出金(*1、2、3)	2, 607, 516	1, 417, 110	1, 248, 402	1, 136, 924	935, 838	11, 097, 977
合 計	61, 534, 033	1, 417, 110	1, 348, 402	1, 136, 924	935, 838	14, 197, 977

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 160, 565 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 34, 913 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 6,785 千円は償還日が特定できないため含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(※1)	77,716,387	2,521,347	1,639,214	518,337	244,311	44,160
合 計	77,716,387	2,521,347	1,639,214	518,337	244,311	44,160

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

①その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額 (※)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国 債	897,899	963,500	65,600
	地方債	599,891	678,190	78,298
	社 債	399,878	443,610	43,731
	合 計	1,897,669	2,085,300	187,630

(※) 上記差額から繰延税金負債 51,898 千円を差し引いた額 135,731 千円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,750,459 千円
勤務費用	74,676 千円
利息費用	9,322 千円
数理計算上の差異の発生額	3,994 千円
退職給付の支払額	△169,114 千円
期末における退職給付債務	1,669,339 千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,090,321 千円
期待運用収益	8,385 千円
数理計算上の差異の発生額	△1,455 千円
特定退職共済金制度への拠出金	67,477 千円
退職給付の支払額	△124,506 千円
期末における年金資産	1,040,222 千円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,669,339 千円
特定退職金共済制度	△1,040,222 千円
未積立退職給付債務	629,116 千円
貸借対照表計上額純額	629,116 千円
退職給付引当金	629,116 千円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	74,676 千円
利息費用	9,322 千円
期待運用収益	△ 8,385 千円
数理計算上の差異の費用処理額	5,449 千円
合 計	81,063 千円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	66%
年金保険投資	24%
現金及び預金	6%
その他	4%
合 計	100%

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.57%
長期期待運用収益率	0.76%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業

務負担金 25,543 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 31 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、331,473 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	174,013 千円
減損損失	103,442 千円
賞与引当金	14,852 千円
減価償却限度超過額	8,656 千円
未収利息不計上否認	5,816 千円
資産除去債務	3,234 千円
未払法定福利費	2,510 千円
未払事業税・地方特別法人税	450 千円
睡眠貯金払戻損失引当金	1,402 千円
事務委託費否認	2,429 千円
前払リース料	1,487 千円
その他	209 千円
繰延税金資産小計	318,506 千円
評価性引当額	△290,814 千円
繰延税金資産合計 (A)	27,692 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△51,898 千円
全農合併に伴うみなし配当否認額	△9,585 千円
有形固定資産 (資産除去債務)	△195 千円
繰延税金負債合計 (B)	△61,679 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	△33,987 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.35%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△11.12%
住民税均等割等	4.52%
評価性引当額の増減	9.70%
修正申告等による影響額	2.48%
その他	0.39%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.98%

9. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

(借手側)

オペレーティングリース取引に係る未経過リース料

		(単位：千円)
1年以内	1年超	合計
25,999	23,399	49,399

(貸手側)

リース投資資産の内訳

リース料債権部分	20,479 千円
見積残存価額部分	－ 千円
受取利息相当額	△ 3,869 千円
合 計	16,609 千円

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の本店の一部に使用されている、有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は4年、割引率は2.0%を採用しています。

③ 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	11,463 千円
時の経過による調整額	229 千円
期末残高	11,693 千円

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は営農経済総合センター、みなかみ支店の建物等に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

令和2年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 関連会社株式 : 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ア. 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - イ. 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品（ガス、直売所、畜産関係以外）
 - …総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② 購買品（ガス、直売所、畜産関係）
 - …最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ③ その他の棚卸資産
 - …最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ② 無形固定資産

定額法を採用しています。自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、10,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部

署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ 数理計上額の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各年度の発生額について発生年度に費用処理することとしています。

④ 睡眠貯金払戻損失引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 決算書類に記載した端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 1 千円

(2) 固定資産の圧縮記帳額

圧縮記帳により固定資産の帳簿価額を直接減額した金額は 418,215 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 128,373 千円 機械装置 216,423 千円 土地 49,015 千円

その他の有形固定資産 24,402 千円

(3) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
定期預金	2,000,000	質権	為替決済	—
計	2,000,000			—

(4) 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	85,327千円
子会社等に対する金銭債務の総額	89,966千円

(5) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	120,801千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	—千円

(6) リスク管理債権

貸出金のうち、破綻先債権額は2,700千円、延滞債権額は20,099千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みのないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,799千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引

①子会社等との取引による収益総額	569,809千円
うち事業取引高	569,809千円
うち事業取引以外の取引高	—千円
②子会社等との取引による費用総額	547,653千円
うち事業取引高	547,653千円
うち事業取引以外の取引高	—千円

(2) 減損損失に関する事項

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、営農センター、畜産センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
利根東支店	営業用店舗	土地、建物、構築物、器具備品、無形固定資産	
新治支店	営業用店舗	土地、建物、構築物、無形固定資産	
葬祭センター	営業用店舗	建物、構築物、器具備品	
旧久呂保支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧糸之瀬支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧オートパル西部	遊休資産	土地	業務外固定資産

②減損損失を認識するに至った経緯

利根東支店、新治支店については、令和3年度の機能別再編（ブランチ IN ブランチ）対象店舗となることが理事会で決定され、当該資産の回収可能価額を著しく低下させる変化が生じる見込みであることから、減損の兆候に該当しています。よって、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

葬祭センターについては、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧久呂保支店、旧糸之瀬支店、旧オートパル西部については、遊休資産として早期処分対象であることから減損の兆候に該当しています。よって、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③減損損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

利根東支店	29,077 千円（土地 11,870 千円、建物 16,698 千円、構築物 438 千円、器具備品 33 千円、無形固定資産 35 千円）
新治支店	33,120 千円（土地 10,533 千円、建物 21,704 千円、構築物 857 千円、無形固定資産 25 千円）
葬祭センター	13,195 千円（建物 12,459 千円、構築物 28 千円、器具備品 708 千円）
旧久呂保支店	1,003 千円（土地 1,003 千円）
旧糸之瀬支店	2,947 千円（土地 2,947 千円）

旧オートパル西部	403 千円（土地 403 千円）
合 計	79,748 千円（土地 26,758 千円、建物 50,862 千円、構築物 1,323 千円、器具備品 742 千円、無形固定資産 61 千円）

④回収可能価額の算定方法

利根東支店、新治支店の土地及び建物の回収可能価額については、使用価値を採用しており、適用した割引率は 4.74%です。

葬祭センターの建物の回収可能価額については、備忘価格としています。

旧久呂保支店、旧糸之瀬支店、旧オートパル西部の土地の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

（３）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

（追加情報）

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

4. 金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に国債や地方債であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア．信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理室を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の収支状況などにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.032%上昇したものと想定した場合には、経済価値が26,042千円減少するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず

③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	61,883,688	61,937,111	53,422
有価証券			
その他有価証券	3,159,780	3,159,780	—
貸出金	19,452,622		
貸倒引当金(*1)	△17,882		
貸倒引当金控除後	19,434,740	19,913,952	479,212
資 産 計	84,478,209	85,010,844	532,635
貯金	86,513,407	86,521,275	7,868
負 債 計	86,513,407	86,521,275	7,868

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 67,462 千円を含めていません。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	6,070,823

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- ④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	60,383,672	—	—	—	—	1,500,000
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	—	100,000	—	—	100,000	2,900,000
貸出金(*1、2、3)	2,587,196	1,442,885	1,332,153	1,127,359	965,289	11,907,517
合 計	62,970,868	1,542,885	1,332,153	1,127,359	1,065,289	16,307,517

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 139,686 千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 22,758 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	81,877,875	2,270,207	1,760,244	249,347	317,128	38,604
合 計	81,877,875	2,270,207	1,760,244	249,347	317,128	38,604

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額

- ①その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額 (*)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国 債	698,059	722,340
	地方債	599,900	653,400
	社 債	399,894	425,960
	合 計	1,697,854	1,801,700
			103,845

貸借対照表上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	997,276	970,380	△26,896
	地方債	300,000	291,540	△8,460
	社 債	100,000	96,160	△3,840
	合 計	1,397,276	1,358,080	△39,196
合 計		3,095,131	3,159,780	64,648

(*) 上記差額から繰延税金負債 17,881 千円を差し引いた額 46,767 千円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当期中において、減損処理を行った有価証券

当期中において、外部出資の株式 5,449 千円減損処理を行っています。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,669,339 千円
勤務費用	73,025 千円
利息費用	9,027 千円
数理計算上の差異の発生額	△11,374 千円
退職給付の支払額	△169,969 千円
期末における退職給付債務	1,570,047 千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,040,222 千円
期待運用収益	7,465 千円
数理計算上の差異の発生額	△727 千円
特定退職共済金制度への拠出金	67,563 千円
退職給付の支払額	△115,304 千円
期末における年金資産	999,218 千円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,570,047 千円
特定退職金共済制度	△999,218 千円
未積立退職給付債務	570,828 千円
貸借対照表計上額純額	570,828 千円
退職給付引当金	570,828 千円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	73,025 千円
利息費用	9,027 千円
期待運用収益	△ 7,465 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△10,646 千円
合 計	63,940 千円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	63%
年金保険投資	25%
現金及び預金	6%
その他	6%
合 計	100%

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.57%
長期期待運用収益率	0.71%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 24,610 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 2 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、322,903 千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	157,891 千円
減損損失	120,880 千円
賞与引当金	14,361 千円
減価償却限度超過額	8,269 千円
資産除去債務	3,299 千円
未払事業税・地方特別法人税	3,088 千円

未収利息不計上否認	2,479 千円
未払法定福利費	2,416 千円
事務委託費否認	2,322 千円
外部出資償却否認	1,507 千円
睡眠貯金払戻損失引当金	1,379 千円
前払リース料	495 千円
その他	135 千円
繰延税金資産小計	318,525 千円
評価性引当額	△265,597 千円
繰延税金資産合計（A）	52,927 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△17,881 千円
全農合併に伴うみなし配当否認額	△9,585 千円
有形固定資産（資産除去債務）	△130 千円
繰延税金負債合計（B）	△27,597 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	25,329 千円

（2）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.51%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.56%
住民税均等割等	3.15%
評価性引当額の増減	△11.35%
その他	△0.40%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.02%

8. その他の注記

（1）リース取引に関する会計基準に基づく注記

（借手側）

オペレーティングリース取引に係る未経過リース料

（単位：千円）

1 年以内	1 年超	合計
17,450	16,852	34,302

（貸手側）

リース投資資産の内訳

リース料債権部分	10,654 千円
見積残存価額部分	－ 千円
受取利息相当額	△ 3,452 千円
合 計	8,201 千円

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の本店の一部に使用されている、有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は 3 年、割引率は 2.0%を採用しています。

③ 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	11,693 千円
時の経過による調整額	233 千円
期末残高	11,927 千円

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は営農経済総合センターの建物等に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

4. 剰 余 金 処 分 計 算 書

(単位：円)

科 目	令和元年度	令和2年度
1. 当期末処分剰余金	183,633,918	278,728,045
2. 任意積立金取崩額	264,490,306	
(1)特別積立金	264,490,306	
3. 剰余金処分数額	360,429,419	190,641,004
(1)利益準備金	30,000,000	70,000,000
(2)任意積立金	320,000,000	100,000,000
リスク管理強化積立金	160,000,000	50,000,000
施設整備積立金	160,000,000	50,000,000
(3)出資配当金	10,429,419	20,641,004
4. 次期繰越剰余金	87,694,805	88,087,041

5. 部門別損益計算書

部 門 別 損 益 計 算 書

令和2年3月1日から令和3年2月28日まで

(単位：千円)

区 分		合 計	信 用 業	共 事 業	農業関連業	生活その他業	営農指導業	共通管理費等
事業収益	①	3,647,116	661,026	741,993	1,849,211	356,048	38,836	
事業費用	②	1,330,686	201,326	73,713	845,059	156,611	53,974	
事業総利益	③＝①－②	2,316,430	459,700	668,279	1,004,151	199,437	△ 15,138	
事業管理費	④	2,192,854	310,304	433,130	1,049,554	210,870	188,997	
(うち減価償却費)	⑤	(186,594)	(5,506)	(5,275)	(153,504)	(18,698)	(3,611)	
(うち人件費)	⑤’	(1,690,806)	(275,224)	(398,593)	(688,567)	(157,023)	(171,400)	
※うち共通管理費	⑥		41,318	51,142	274,142	54,066	23,029	△ 443,696
(うち減価償却費)	⑦		(3,185)	(3,942)	(21,133)	(4,168)	(1,775)	(△ 34,203)
(うち人件費)	⑦’		(18,739)	(23,194)	(124,331)	(24,520)	(10,444)	(△ 201,229)
事業利益	⑧＝③－④	123,575	149,397	235,150	△ 45,402	△ 11,435	△ 204,135	
事業外収益	⑨	235,228	70,508	32,593	107,790	19,315	5,022	
※うち共通分	⑩		8,886	10,999	58,957	11,627	4,953	△ 95,421
事業外費用	⑪	52,147	837	1,036	46,699	3,108	467	
※うち共通分	⑫		837	1,036	5,554	1,095	467	△ 8,989
経常利益	⑬＝⑧＋⑨－⑪	306,656	219,068	266,707	15,689	4,772	△ 199,580	
特別利益	⑭	49,268	3,279	4,215	35,603	4,348	1,824	
※うち共通分	⑮		3,201	3,962	21,239	4,189	1,784	△ 34,375
特別損失	⑯	133,740	9,635	10,088	84,516	24,966	4,535	
※うち共通分	⑰		8,137	10,072	53,991	10,648	4,535	△ 87,384
税引前当期利益	⑱＝⑬＋⑭－⑯	222,184	212,711	260,834	△ 33,225	△ 15,845	△ 202,292	
営農指導事業分配賦額	⑲		37,534	48,669	78,426	37,663	△ 202,292	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	⑳＝⑱－⑲	222,184	175,178	212,165	△ 111,651	△ 53,508		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等、営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 (人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割)

(2) 営農指導事業 (均等割＋事業総利益割)

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 事 業	農業関連業	生活その他業	営農指導業	計
共通管理費等	9.3	11.5	61.8	12.2	5.2	100.0
営農指導事業	18.5	24.1	38.8	18.6		100.0

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和2年3月1日から令和3年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行なうに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年 6 月 25 日

利根沼田農業協同組合

代表理事組合長 林 康夫

印

7. 会計監査人の監査

令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損 益 の 状 況

1．最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項 目	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度
経 常 収 益	2,676	2,530	2,537	2,339	2,316
信用事業収益	664	577	600	475	459
共済事業収益	775	782	741	729	668
農業関連事業収益	982	957	970	909	949
その他事業収益	255	213	224	225	242
経 常 利 益	378	295	300	174	306
当 期 剰 余 金	329	263	126	97	191
出 資 金	2,128	2,124	2,128	2,115	2,091
(出 資 口 数)	2,128,496	2,124,401	2,127,998	2,115,492	2,091,626
純 資 産 額	6,159	6,381	6,492	6,589	6,654
総 資 産 額	88,975	90,755	92,902	91,986	95,401
貯 金 等 残 高	79,839	81,289	83,576	82,683	86,513
貸 出 金 残 高	16,475	17,099	17,870	18,485	19,385
有 価 証 券 残 高	2,555	2,739	2,844	2,085	3,159
剰 余 金 配 当 金 額					
・出資配当の額	21	21	21	10	20
・事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
職 員 数 (人)	331	315	303	300	283
単体自己資本比率 (%)	17.15	16.61	16.45	14.71	15.11

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 純資産額とは、貸借対照表の総資産額から総負債額を差し引いた金額です。
4. 平成26年度以降の単体自己資本比率は農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を算出した単体自己資判断するための基準に係る算式に基づき算出しており、平成25年度以前は旧告示に基づき本比率を記載しています。

2．利 益 総 括 表

(単位：百万円、%)

項 目		元 年度	2 年度	増 減
収 支 差 額	資 金 運 用 収 支	628	600	△ 28
	役 務 取 引 等 収 支	20	17	△ 3
	そ の 他 事 業 収 支	△ 172	△ 158	14
	信 用 事 業 収 支 計	476	459	△ 17
信 用 事 業 粗 利 益		476	459	△ 17
(信用事業粗利益率)		(0.58)	(0.55)	(△ 0.03)
事 業 粗 利 益		2,339	2,544	205
(事業粗利益率)		(2.37)	(2.53)	(0.16)
事 業 純 益			351	
実 質 事 業 純 益			351	
コ ア 事 業 純 益			351	
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)			330	

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	元 年 度			2 年 度		
	平 均 残 高	利 息	利 回 り	平 均 残 高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	80,383	639	0.795	82,785	593	0.716
うち預金	60,017	350	0.584	61,057	335	0.549
うち有価証券	2,190	23	1.076	2,456	20	0.814
うち貸出金	18,175	239	1.318	19,272	238	1.235
資金調達勘定	83,002	11	0.013	84,939	4	0.004
うち貯金・定積	82,990	6	0.008	84,929	4	0.004
うち譲渡性貯金	0	0	0.000	0	0	0.000
うち借入金	12	0	0.016	10	0	0.000
総資金利ざや	—		0.333	—		0.347

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	元 年 度 増 減 額	2 年 度 増 減 額
受 取 利 息	△ 52	△ 30
預 金	7	△ 15
有価証券	△ 9	△ 3
貸 出 金	△ 36	△ 1
支 払 利 息	△ 5	△ 3
貯 金	△ 4	△ 3
譲渡性貯金	0	0
借 入 金	0	0
差 引	△ 47	△ 27

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	元 年度		2 年度		増 減
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	42,108	50.7	46,353	54.6	4,245
定 期 性 貯 金	40,824	49.2	38,521	45.4	△ 2,303
その他の貯金	56	0.1	55	0.1	△ 1
計	82,990	100.0	84,929	100.0	1,939
譲 渡 性 貯 金	0	0.0	0	0.0	0
合 計	82,990	100.0	84,929	100.0	1,939

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	元 年度		2 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定期貯金	38,367	100.0	36,482	100.0	△ 1,885
固定金利定期	38,364	100.0	36,479	100.0	△ 1,885
変動金利定期	2	0.0	2	0.0	0

(注) 1. 固定金利定期…預入時に満期日までの利率が確定する金利定期貯金
2. 変動金利定期…預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する金利定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	元 年度	2 年度	増 減
手 形 貸 付 金	0	0	0
証 書 貸 付 金	17,140	18,304	1,164
当 座 貸 越	167	152	△ 15
割 引 手 形	0	0	0
金融機関貸付	867	816	△ 51
合 計	18,175	19,272	1,097

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	元 年度		2 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固定金利貸出	9,948	54.5	10,143	52.8	195
変動金利貸出	8,319	45.5	9,048	47.1	729
合 計	18,269	100.0	19,193	100.0	924

(注) 1. 固定金利貸出…貸出実行時に償還日までの利率が確定する貸出金
2. 変動金利貸出…貸出期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金

③貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	元 年度	2 年度	増 減
貯金・定期積金等	475	472	△ 3
有 価 証 券	0	0	0
動 産	0	0	0
不 動 産	789	681	△ 108
そ の 他 担 保 物	10	7	△ 3
計	1,275	1,161	△ 114
農業信用基金協会保証	9,617	10,466	849
そ の 他 保 証	2,682	2,735	53
計	12,299	13,201	902
信 用	4,911	5,022	111
合 計	18,485	19,385	900

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	元 年度	2 年度	増 減
貯金・定期積金等	0	0	0
有 価 証 券	0	0	0
動 産	0	0	0
不 動 産	0	0	0
そ の 他 担 保 物	0	0	0
計	0	0	0
信 用	0	0	0
合 計	0	0	0

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

業 種	元 年度		2 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	3,979	21.5	4,126	21.3	147
林 業	114	0.6	134	0.7	20
水 産 業	0	0.0	0	0.0	0
製 造 業	1,783	9.6	1,916	9.9	133
鉱 業	12	0.1	16	0.1	4
建設業・不動産業	1,712	9.3	1,794	9.3	82
電気・ガス・熱供給・水道業	153	0.8	143	0.7	△ 10
運 輸 ・ 通 信 業	443	2.4	429	2.2	△ 14
金 融 ・ 保 険 業	976	5.3	966	5.0	△ 10
卸売・小売・サービス業・飲食業	3,150	17.0	3,274	16.9	124
地 方 公 共 団 体	1,084	5.9	1,262	6.5	178
非 営 利 法 人	0	0.0	0	0.0	0
そ の 他	5,073	27.4	5,319	27.4	246
うち 個人	4,161	22.5	4,381	22.6	220
うち 法人	912	4.9	937	4.8	25
合 計	18,485		19,385		900

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

項 目	元 年度		2 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	15,487	83.8	16,493	85.1	1,006
運 転 資 金	2,998	16.2	2,892	14.9	△ 106
合 計	18,485	100.0	19,385	100.0	900

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	元 年度	2 年度	増 減
農業			
穀作	90	87	△ 3
野菜・園芸	1,138	1,250	112
果樹・樹園農業	155	194	39
工芸作物	263	309	46
養豚・肉牛・酪農	74	142	68
養鶏・養卵	0	0	0
養蚕	0	0	0
その他農業	350	390	40
農業関連団体	6	41	35
合 計	2,079	2,417	338

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業生産法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑤の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営たる主たる業種が明確に位置づけられないもの、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、J Aや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	元 年度	2 年度	増 減
プロパー資金	770	784	14
農業制度資金	1,308	1,633	325
農業近代化資金	1,277	1,611	334
その他制度資金	31	21	△ 10
合 計	2,079	2,417	338

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	元 年度	2 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
その他	0	0	0
合 計	0	0	0

(注) 日本政策金融公庫は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧リスク管理債権の残高

(単位：百万円)

区 分	元 年度	2 年度	増 減
破綻先債権額	5	2	△ 3
延滞債権額	38	20	△ 18
3か月以上延滞債権額	0	0	0
貸出条件緩和債権額	0	0	0
合 計	43	22	△ 21

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。

3. 3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2及び注3に掲げる者を除く。）です。

⑨金融再生法開示債権の保全状況

(単位：百万円)

区 分	元年度			2年度		
	残高	保全額		残高	保全額	
		担保・保証	引当		担保・保証	引当
破綻更生債権およびこれらに準ずる債権	43	22	20	22	5	17
危険債権	0	0	0	0	0	0
要管理債権	0	0	0	0	0	0
正常債権	18,473			19,391		
合 計	18,516	22	20	19,414	5	17

- (注) 1. 破綻更生債権およびこれらに準ずる債権
法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権（自己査定における破綻先、実質破綻先のうち信用事業に係る総与信（貸出金、貸付有価証券、債務保証見返、信用未収利息、信用仮払金））
2. 危険債権
経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本利息の回収ができない可能性の高い債権（自己査定における破綻懸念先のうち信用事業に係る総与信）
3. 要管理債権
3か月以上延滞貸出債権および条件緩和貸出債権（自己査定における要管理先のうち3か月以上延滞貸出金および貸出条件緩和貸出金）
4. 正常債権（上記以外の信用事業に係る総与信）

⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

開示する取引はありません。

⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	元 年 度					2 年 度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個別貸倒引当金	45	20	10	34	20	20	17	0	20	17
合 計	45	20	10	34	20	20	17	0	20	17

- (注) 「期中減少額」の「目的使用」欄は、対象債権の償却処理に充てた額を記載してあります。
決算での洗い替え計上にかかる戻入額は「その他」に記載してあります。

⑫貸出金償却の額

(単位：百万円)

種 類	元 年 度	2 年 度
貸 出 金 償 却	10	0

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		元年度		2年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	27	116	27	128
	金額	17,011	21,679	16,861	26,543
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	7	0	0	0
雑 為 替	件数	4	3	4	3
	金額	3,096	2,788	2,934	2,630
合計	件数	31	119	31	131
	金額	20,114	24,467	19,795	29,173

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	元年度	2年度	増 減
国 債	989	1,228	239
地 方 債	767	764	△ 3
政 府 保 証 債	0	0	0
金 融 債	0	0	0
特 別 法 人 債	405	446	41
そ の 他 の 証 券	0	0	0
合 計	2,161	2,440	279

②商品有価証券種類別平均残高

当組合は、この取り扱いにかかわる業務を行っておりませんので、対象となる商品有価証券はありません。

③有価証券残存期間別残高

【令和元年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 7年以下	7 年 超 10年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	207	105				609		921
地 方 債				106	105	425		636
政府保証債								0
金 融 債								0
特別法人債					204	203		407
その他の証券								0
貸付有価証券								0

【令和2年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 7年以下	7 年 超 10年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
国 債		109				1,671		1,780
地 方 債			107		106	733		946
政府保証債								0
金 融 債								0
特別法人債					204	315		519
その他の証券								0
貸付有価証券								0

(5) 有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

保有区分	元 年 度			2 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的						
満期保有目的	0	0	0	0	0	0
その他	1,897	2,085	188	3,095	3,159	64
合 計	1,897	2,085	188	3,095	3,159	64

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

②金銭の信託の時価情報等

(単位：百万円)

区 分	元 年 度			2 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運用目的						
満期保有目的	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
3. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
4. 満期保有目的の金銭の信託については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
5. その他の金銭の信託については時価を貸借対照表価額としております。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引
開示の対象となる取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円、件)

種 類		元 年 度				2 年 度			
		件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
生 命 共 済	終 身 共 済	353	3,708,930	9,892	100,065,663	350	2,943,993	9,921	95,117,813
	定期生命共済	28	1,065,500	32	1,090,000	20	232,000	51	1,187,000
	養老生命共済	354	1,423,740	8,917	47,826,542	211	744,320	7,964	41,874,583
	うちこども共済	260	654,900	3,393	7,194,044	152	323,900	3,365	7,113,644
	医 療 共 済	483	22,000	8,458	1,869,950	463	36,000	8,514	1,649,750
	が ん 共 済	136	0	2,039	268,000	71	0	2,071	261,000
	定期医療共済	0	0	355	362,700	0	0	338	338,800
	介 護 共 済	54	132,680	998	1,461,455	39	130,429	1,015	1,553,611
	生活障害共済	56		172		25		188	
	特定重度疾病共済					77		77	
	年 金 共 済	1,020	0	6,119	91,000	1,233	0	7,035	86,000
	建 物 更 生 共 済	1,929	20,686,730	14,066	148,092,356	1,208	11,850,010	13,689	145,818,473
合 計		4,673	27,694,480	51,048	301,127,666	3,849	16,260,652	50,863	287,887,030

- (注) 1. 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。
2. J A共済は、農業協同組合法に基づき J Aと J A全共連で共同して事業を行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故がおきた場合に当 J Aが負う共済責任につきましては、J A全共連がすべての共済責任を負うことになっています（短期共済も同様です）。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円、件)

種 類		元 年 度				2 年 度			
		件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
医 療 共 済		483	2,639	8,458	49,131	463	2,359	8,514	49,336
が ん 共 済		136	740	2,039	12,034	71	381	2,071	12,156
定期医療共済		0	0	355	1,772	0	0	338	1,688
合 計		619	3,379	10,852	62,937	534	2,740	10,923	63,180

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円、件)

種 類		元 年 度				2 年 度			
		件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
介 護 共 済		54	168,370	998	2,825,328	39	147,318	1,015	2,872,784
生活障害共済(一時金型)		41	156,600	134	738,400	24	120,600	156	836,000
生活障害共済(定期年金型)		15	13,300	38	50,300	1	1,000	32	41,900
特定重度疾病共済						77	109,500	77	109,500

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円、件)

種 類	元 年 度				2 年 度			
	件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
年 金 開 始 前	1,020	811,360	4,002	2,257,335	1,233	1,110,870	4,901	3,192,078
年 金 開 始 後	0	0	2,117	943,244	0	0	2,134	926,834
合 計	1,020	811,360	6,119	3,200,579	1,233	1,110,870	7,035	4,118,913

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円、件)

種 類	元 年 度		2 年 度	
	件 数	契 約 高	件 数	契 約 高
火 災 共 済	1,823	20,334,500	1,811	19,993,380
自 動 車 共 済	25,971		25,927	
傷 害 共 済	39,752	219,973,000	23,255	143,355,000
団体定期生命共済	0	0	0	0
定額定期生命共済	3	12,000	3	12,000
賠償責任共済	307		293	
自 賠 責 共 済	8,931		8,469	
計	76,787		59,758	

(注) 金額は、保障金額を表示しています。

3. その他事業の取扱実績等

(1) 購買事業品目別取扱実績

(単位：千円)

種 類		供 給 高	
		元 年 度	2 年 度
生産資材	肥料	738,158	721,954
	農薬	649,592	661,032
	飼料	973,754	1,112,718
	農業機械	669,252	722,035
	自動車(除く二輪)	180,240	191,036
	燃料	-	-
	その他	1,534,838	1,521,673
	小 計	4,745,834	4,930,453
生活物資	食品	米	16,862
		生 鮮 食 品	-
		一 般 食 品	325,702
	衣 料 品		5,703
	耐 久 消 費 財		45,600
	日 用 保 健 雑 貨		86,875
	家 庭 燃 料		277,275
	そ の 他		1,026,717
	小 計		1,784,734
合 計		6,710,770	6,418,804

(2) 販売事業品目別取扱実績

(単位：千円)

種 類	元 年 度		2 年 度	
	販 売 高	手 数 料	販 売 高	手 数 料
米	84,526	4,446	74,578	3,877
野 菜	8,558,126	213,723	9,257,555	231,462
果 実	211,683	5,292	176,845	4,422
花 き ・ 花 木	307,008	7,275	300,257	7,179
畜 産 物	3,538,262	44,164	3,633,234	47,327
こ ん に ゃ く	685,988	23,277	574,491	18,304
そ の 他	265,586	23,401	383,891	41,751
計	13,651,179	321,578	14,400,851	354,322

(3) 保管事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		元 年 度	2 年 度
収 入	保 管 料	771	525
	荷 役 料	-	-
	保 管 雑 収 入	-	-
	計	771	525
支 出	保 管 材 料 費	-	-
	保 管 労 務 費	-	-
	保 管 雑 費	21	15
	計	21	15
差 引		750	510

(4) 指導事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		元 年 度	2 年 度
収 入	賦 課 金	5,314	5,181
	指導事業補助金	928	681
	その他の収益	21,388	32,973
	計	27,630	38,836
支 出	営 農 改 善 費	22,670	30,976
	農 政 活 動 費	356	349
	農 地 確 保 費	-	-
	生 活 改 善 費	141	156
	組 織 活 動 費	21,790	13,322
	教 育 広 報 費	10,968	9,169
	計	55,925	53,974
差 引		△ 28,295	△ 15,138

IV 経営諸指標

1. 利 益 率

(単位：％、ポイント)

項 目	元 年度	2 年度	増 減
総資産経常利益率	0.177	0.306	0.129
資本経常利益率	2.729	4.743	2.014
総資産当期純利益率	0.099	0.191	0.092
資本当期純利益率	1.521	2.955	1.434

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率
＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％、ポイント)

項 目		元 年度	2 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	22.3	22.4	0.1
	期中平均	21.9	22.6	0.7
貯 証 率	期 末	2.5	3.6	1.1
	期中平均	2.6	2.8	0.2

- (注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	前期末		当期末	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,443,453		6,586,884	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,124,389		2,100,553	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	4,347,163		4,527,767	
うち、外部流出予定額 (△)	10,429		20,641	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 17,670		△ 20,796	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	360		386	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	360		386	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,443,814		6,587,270	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	29,291		21,397	
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	29,291		21,397	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	29,291		21,397	

(単位：千円または百万円)

項 目	前期末		当期末	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	6,414,522		6,565,873	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	38,771,885		38,744,208	
資産（オン・バランス）項目	38,771,885		38,744,208	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	-		-	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	-		-	
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	-		-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オフ・バランス項目	-		-	
CVAリスク相当額を8％で除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,816,288		4,704,932	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	43,588,173		43,449,141	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	14.71%		15.11%	

（注） 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては、標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和元年度			令和2年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金				453,097	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	900,403	0	0	1,698,423	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け				0	0	0
	国際決済銀行等向け				0	0	0
	我が国の地方公共団体向け	1,651,874	0	0	2,169,458	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け				0	0	0
	国際開発銀行向け				0	0	0
	地方公共団体金融機関向け	0	0	0	0	0	0
	我が国の政府関係機関向け	401,239	40,123	1,605	401,243	40,124	1,605
	地方三公社向け	812,967	264	11	878,423	20,111	804
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	60,232,408	12,046,481	481,859	61,887,173	12,377,434	495,097
	法人等向け	202,188	202,069	8,083	190,534	190,416	7,617
	中小企業等向け及び個人向け	1,688,261	903,954	36,158	1,975,016	970,471	38,819
	抵当権付住宅ローン	908,115	317,464	12,699	756,062	264,450	10,578
	不動産取得等事業向け	1,934,644	1,927,611	77,104	1,879,952	1,873,058	74,922
	三月以上延滞等	81,593	27,496	1,100	59,604	16,607	664
	取立未済手形	8,366	1,673	67	21,737	4,347	174
	信用保証協会等保証付	9,622,554	947,371	37,895	10,472,239	1,034,038	41,362
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	0	0	0
	共済約款貸付	787	0	0	0	0	0
	出資等	648,283	648,283	25,931	648,283	648,283	25,931
	(うち出資等のエクスポージャー)	—	—	—	648,283	648,283	25,931
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	0	0	0
	上記以外				11,887,789	21,304,862	852,194
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資当及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	0	0	0
	(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—	6,257,499	15,643,749	625,750
	(うち特定項目のうち調整項目に参入されない部分に係るエクスポージャー)				51,393	128,483	5,139
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	0	0	0

他の金融機関等の対象資本調達手段	6,257,585	15,643,964	625,759	0	0	0
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	29,110	72,777	2,911	0	0	0
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	0	0	0	0	0	0
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	0	0	0
（うち上記以外のエクスポージャー）	—	—	—	5,578,896	5,532,629	221,305
証券化	0	0	0	0	0	0
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	0	0	0
（うち非STC要件適用分）	—	—	—	0	0	0
再証券化	—	—	—	0	0	0
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	0	0	0
（うちルックスルー方式）	—	—	—	0	0	0
（うちマンドレート方式）	—	—	—	0	0	0
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	0	0	0
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	0	0	0
（うちフォールバック方式）	—	—	—	0	0	0
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				0	0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）				0	0	0
標準的手法を適用するエクスポージャー計	5,995,594	5,992,347	239,694	95,379,040	38,744,208	1,549,768
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	—	—	—	—	—	—
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	91,846,046	38,771,885	1,550,875	95,379,040	38,744,208	1,549,768
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	$b = a \times 4\%$	a	$b = a \times 4\%$		
	4,816,288	192,652	4,704,932	188,197		
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額		
	c	$d = c \times 4\%$	c	$d = c \times 4\%$		
	43,588,173	1,743,527	43,449,141	1,737,966		

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接生産参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
なお、令和元年度は上記に加え、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形も含まれています。
8. 当 J A では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8 \%$$

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R & I）
- ・株式会社日本格付研究所（J C R）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ’ s）
- ・S & P グローバルレーティング（S & P）
- ・フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー （長期）	R&I, Moody’ s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー （短期）	R&I, Moody’ s, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業務別、残存期間別）及び三月以上延滞
エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

項 目		令和 元 年度				令和 2 年度			
		信用リスクに				信用リスクに			
		に関するエク スポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上延滞 エクスポ ージャー	に関するエク スポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上延滞 エクスポ ージャー
法人	農 業	368,241	368,241	0	0	595,121	595,121	0	0
	林 業	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	916,742	816,567	100,174	3,600	981,610	781,194	200,416	3,000
	電気・ガス・熱 供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	200,556	0	200,556	0	200,549	0	200,549	0
	金融・保険業	61,162,512	829,595	100,507	0	62,817,190	829,509	100,506	0
	卸売・小売・飲 食・サービス業	119,790	119,790	0	8,256	112,851	112,851	0	8,206
	日本国政府・地 方公共団体	2,552,277	1,050,287	1,501,990	0	3,867,882	1,267,433	2,600,449	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
	個 人	15,454,099	15,408,398	0	69,322	15,930,597	15,896,020	0	46,170
その他		11,071,826	0	0	0	10,873,235	0	0	0
業種別残高計		91,846,046	18,592,880	1,903,229	81,178	95,379,040	19,482,131	3,101,922	57,377
残存期間別	1年以下	59,957,109	1,027,072	200,807		60,694,634	1,009,371	0	
	1年超3年以下	785,009	684,739	100,270		798,252	697,985	100,267	
	3年超5年以下	1,592,352	1,592,352	0		1,386,677	1,286,487	100,190	
	5年超7年以下	922,105	821,914	100,191		1,028,285	1,028,285	0	
	7年超10年以下	1,889,936	1,589,147	300,789		1,835,404	1,534,605	300,799	
	10年超	15,358,842	12,654,491	1,201,172		17,849,888	13,747,383	2,600,665	
	期限の定めのないもの	11,340,691	223,163	0		11,785,897	178,014	0	
	残存期間別残高計	91,846,046	18,592,880	1,903,229		95,379,040	19,482,131	3,101,922	

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

項 目			令和元年度					令和2年度						
			期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
					目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金					—									
個別貸倒引当金			91, 557				58, 365		58, 365				45, 246	
法人	農 業		0				0		0				0	
	林 業		0				0		0				0	
	水産業		0				0		0				0	
	製造業		0				0		0				0	
	鉱 業		0				0		0				0	
	建設・不動産業		4, 200				3, 600		3, 600				3, 000	
	電気・ガス・熱 供給・水道業		0				0		0				0	
	運輸・通信業		0				0		0				0	
	金融・保険業		0				0		0				0	
	卸売・小売・飲 食・サービス業		9, 680				7, 981		7, 981				7, 941	
	上記以外		0				0		0				0	
	個 人			76, 860				46, 264		46, 264				34, 184
業種別計			90, 740				57, 845		57, 845				45, 126	

(注) 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

項 目		令和元年度			令和2年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果勘案 後残高	リスク・ウェイト0%	0	4,477,659	4,477,659	0	5,725,833	5,725,833
	リスク・ウェイト2%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト4%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト10%	0	9,874,943	9,874,943	0	10,741,623	10,741,623
	リスク・ウェイト20%	0	60,242,096	60,242,096	0	62,200,885	62,200,885
	リスク・ウェイト35%	0	907,042	907,042	0	755,573	755,573
	リスク・ウェイト50%	0	57,969	57,969	0	310,719	310,719
	リスク・ウェイト75%	0	1,205,272	1,205,272	0	1,105,866	1,105,866
	リスク・ウェイト100%	0	8,782,074	8,782,074	0	8,223,501	8,223,501
	リスク・ウェイト150%	0	12,290	12,290	0	6,143	6,143
	リスク・ウェイト200%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト250%	0	6,286,696	6,286,696	0	6,308,893	6,308,893
	その他	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイト1250%		0	0	0	0	0	0
計		0	91,846,046	91,846,046	0	95,379,040	95,379,040

- (注)1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又は、クレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0
地方三公社向け	0	811,449	0	777,461
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0
法人等向け	0	0	0	0
中小企業等向け及び個人向け	12,498	0	15,052	392,252
抵当権住宅ローン	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0
三月以上延滞等	0	0	0	0
証券化	0	0	0	0
上記以外	21	0	1,247	66,329
合 計	12,519	811,449	16,299	1,236,044

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 J Aにおいては、これらを①系統及び系統外出資、②子会社及び関連会社株式に区分して管理しています。

①系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行なっています。

②子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 J Aの事業のより効率的運用を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行なう等適切な業務把握に努めています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②子会社及び関連会社株式については取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

※子会社及び関連会社株式が無い場合は該当箇所を削除すること。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	0	0	0	0
非上場	6,076,273	6,076,273	6,076,273	6,076,273
合 計	6,076,273	6,076,273	6,076,273	6,076,273

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
0	0	0	0	0	0

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	0	0	0

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：千円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	0	0	0

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー		0
マンドート方式を適用するエクスポージャー		0
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー		0
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー		0
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー		0

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 J A では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 J A は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量 (Δ EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の 3 シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法 (コア貯金モデル等) およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローを含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

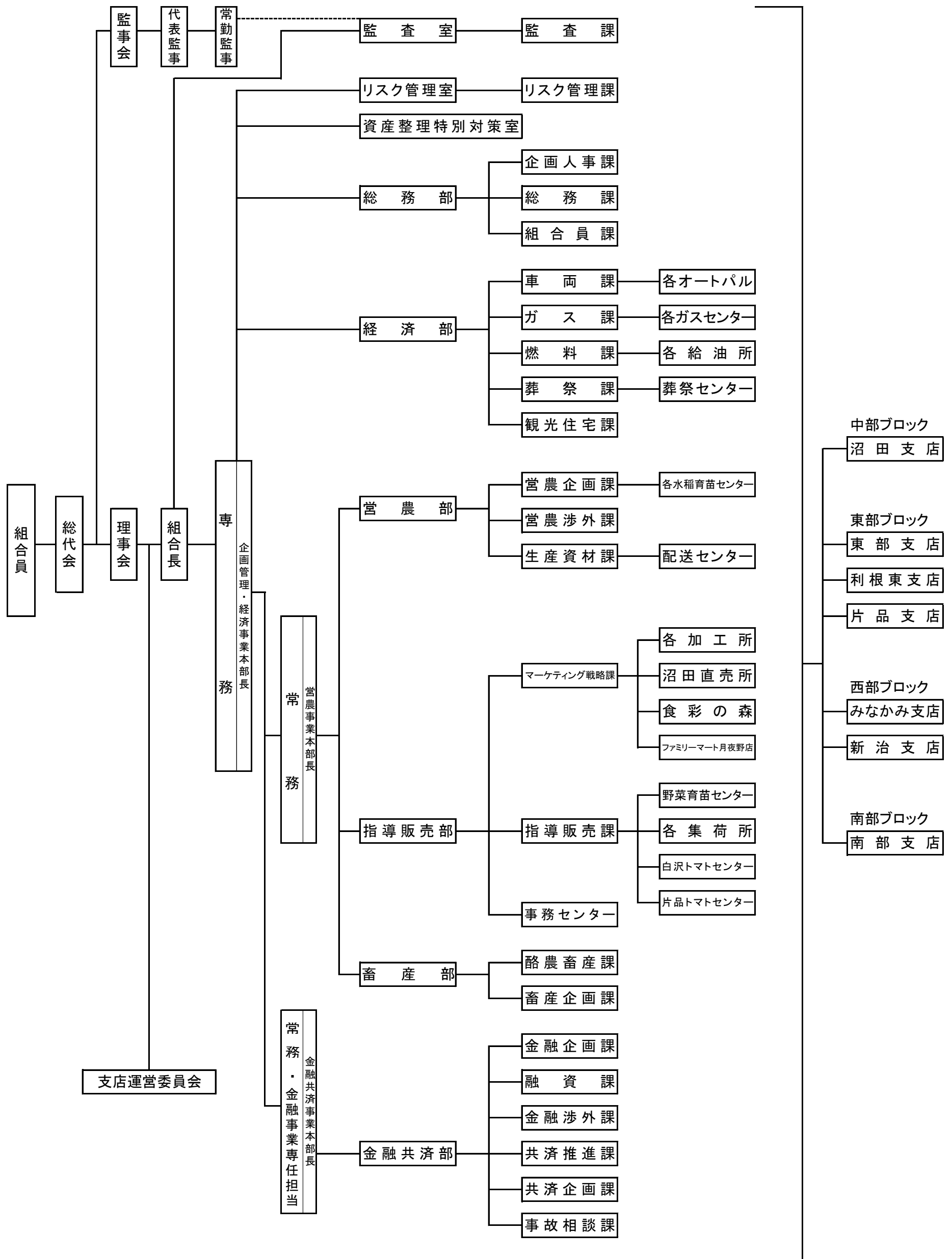
②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方平行シフト		736		
2	下方平行シフト		0		
3	スティープ化		863		
4	フラット化		0		
5	短期金利上昇		0		
6	短期金利低下		0		
7	最大化		863		
		ホ		ヘ	
		前期末		当期末	
8	自己資本の額			6,592	

【JAの概要】
1. 組織機構図

令和3年2月28日現在



2. 役員一覧

(令和3年6月現在)

役 職 員	氏 名	常・非常勤の別	代表権の有無	備 考
組 合 長	林 康 夫	常勤	有	
専 務 理 事	田 村 活 幸	常勤	有	企画管理・経済担当
常 務 理 事	綿 貫 光 昌	常勤	無	金融担当
常 務 理 事	山 口 宗 男	常勤	無	営農担当
理 事	関 武 雄	非常勤	無	
〃	金 井 邦 雄	非常勤	無	
〃	金 井 真 理 子	非常勤	無	
〃	大 竹 克 巳	非常勤	無	
〃	井 上 信 彦	非常勤	無	
〃	中 林 亘	非常勤	無	
〃	南 けい子	非常勤	無	
〃	吉 野 利 昭	非常勤	無	
〃	鈴 木 仁	非常勤	無	
〃	平 井 満 則	非常勤	無	
〃	藤 井 ハナ子	非常勤	無	
〃	田 村 清 一 郎	非常勤	無	
〃	高 橋 俊 一	非常勤	無	
〃	大 坪 幸 雄	非常勤	無	
〃	藺 田 圭 一	非常勤	無	
〃	桑 原 秀 子	非常勤	無	
〃	稲 垣 貴 謙	非常勤	無	
〃	橋 本 良 雄	非常勤	無	
〃	加 藤 茂	非常勤	無	
〃	田 村 和 敏	非常勤	無	
〃	桑 原 光	非常勤	無	
代 表 監 事	林 郁 男	非常勤	無	
常 勤 監 事	星 野 泉	常勤	無	
監 事	中 村 達	非常勤	無	
〃	前 原 悦 治	非常勤	無	
〃	和 南 城 法 子	非常勤	無	
〃	霜 垣 みよ子	非常勤	無	員外監事

3. 会計監査人の名称

当組合の会計監査人は、みのり監査法人です。

4. 組合員数

(単位：人、団体)

資 格 区 分		元年度	2 年度	増減
正組合員	個 人	6, 838	6, 684	△ 154
	法人 農事組合法人	2	2	0
	法人 その他の法人	57	64	7
准組合員	個 人	7, 128	7, 161	33
	農事組合法人	4	3	△ 1
	その他の団体	122	121	△ 1
合 計		14, 151	14, 035	△ 116

5. 組合員組織

(単位：人)

組 織 名	組 織 数	構成員数
農 事 支 部	306	
青 年 部	10	336
女 性 部	12	575
い ち ご 部 会	9	46
ア ス パ ラ 部 会	6	39
山 ウ ド 部 会	6	68
ふ き 部 会	5	59
ほ う れ ん 草 部 会	8	162
枝 豆 部 会	5	62
ト マ ト 部 会	8	104
指 定 野 菜 部 会	5	47
加 工 ト マ ト 部 会	3	7
水 稻 採 種 部 会	1	7
こ ん に ゃ く 部 会	8	173
レ タ ス 部 会	5	45
小 松 菜 部 会	1	8
鉢 物 部 会	1	14
バ ラ 部 会	2	8
こ め 生 産 部 会	1	138
ス プ レ ー マ ム 部 会	2	10
酪 農 部 会	7	24
和 牛 改 良 組 合	3	35
養 豚 部 会	2	6
青 色 申 告 会	9	699
年 金 友 の 会	15	6, 403

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項なし

7. 地区一覧

この組合の地区は、群馬県沼田市、群馬県利根郡片品村、群馬県利根郡川場村、群馬県利根郡みなかみ町、群馬県利根郡昭和村の区域とする。

8. 店舗一覧

(令和3年6月1日現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	CD ・ ATM 設 置 台 数
本店	沼田市東原新町1940-1	0278-22-6633	0 台
沼田支店	沼田市東原新町1812-3	0278-23-5145	1 台
利根東支店	沼田市利根町高戸谷483	0278-56-2355	1 台
東部支店	沼田市久屋原町383-10	0278-25-4455	1 台
みなかみ支店	利根郡みなかみ町月夜野425	0278-62-2021	1 台
新治支店	利根郡みなかみ町布施353	0278-64-1111	1 台
南部支店	利根郡昭和村糸井441-1	0278-24-4322	1 台
片品支店	利根郡片品村鎌田4052-1	0278-58-2321	1 台

店舗外CD・ATM設置台数 7 台

9. 沿革・歩み

平成	4年	3月	1日	沼田市・利根郡内10農協と1連合会（酪連）により合併 利根沼田農業協同組合 設立
平成	5年	3月	31日	トマト選果場 建設 レタス育苗センター 建設
平成	6年	3月	1日	沼田水稻育苗センター 建設
平成	6年	12月	21日	白沢給油所 建設
平成	8年	2月	1日	オートパル南部 建設
平成	9年	4月	1日	農業情報センター 開設
平成	10年	3月	1日	西部水稻育苗センター 建設
平成	10年	3月	1日	池田支所 新築移転
平成	11年	3月	31日	レタス育苗センター 増設
平成	11年	3月	31日	利根東真空予冷库 建設
平成	11年	6月	10日	営農経済総合センター 建設
平成	12年	6月	1日	薄根支所 新築
平成	14年	3月	1日	合併10周年誌 発刊
平成	15年	11月	19日	上津セルフ給油所 新装
平成	16年	4月	7日	沼田セルフ給油所 新設
平成	16年	12月	24日	ファミリーマートJA利根沼田月夜野店 新設
平成	18年	10月	26日	沼田農産物直売所 新設
平成	22年	3月	1日	片品村農業協同組合 合併
平成	23年	4月	1日	JA－SS 全農一体化
平成	23年	5月	30日	沼田・利南・池田支所を統合し、「沼田支店」開設
平成	23年	6月	11日	「あぐりショップ沼田」開設
平成	25年	4月	15日	白沢支店・川場支店を統合し、「東部支店」開設
平成	25年	4月	24日	直売所「食彩の森」新設
平成	26年	4月	14日	赤城根支店・久呂保支店・糸之瀬支店を統合し、「南部支店」開設
平成	27年	4月	27日	沼田農産物直売所 移転
平成	27年	9月	14日	月夜野支店・水上支店を統合し、「みなかみ支店」開設
平成	28年	4月	11日	沼田・薄根・川田支店を統合し、「沼田支店」開設
平成	29年	11月	1日	利根東セルフ給油所 新装
平成	30年	3月	15日	片品トマトセンター 新装
平成	31年	2月	28日	白沢トマトセンター 新装
令和	3年	4月	12日	新治支店、利根東支店ブランチINブランチ方式による支店再編
令和	3年	4月	12日	みなかみ支店 新装